

令和3年度 定時社員総会（第76回）議案

令和3年6月1日（火） 14：30～
東京都千代田区平河町2-7-4
砂防会館 シェーンバッハ・サポー

公益社団法人 日 本 河 川 協 会

令和3年度 定時社員総会（第76回）次第

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 定時社員総会議事

- (1) 報告第1号 令和2年度 事業報告、事業報告の附属明細書の報告の件
- (2) 議案第1号 令和2年度 貸借対照表、正味財産増減計算書、貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書、財産目録の承認を求める件
- (3) 報告第2号 令和3年度 事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みの報告の件
- (4) 議案第2号 理事の補欠選任について決議を求める件

4. 特別講演

- 講 師 池内 幸司 氏
(東京大学大学院工学系研究科 教授)
- 演 題 「近年の豪雨災害の特徴と教訓
～気候変動により激甚化する水害にどう備えればよいか～」

5. 閉 会

報告第1号

令和2年度 事業報告、事業報告の附属明細書
の報告の件

令和2年度 事業報告

公益社団法人 日本河川協会

自 令和2年4月1日

至 令和3年3月31日

日本河川協会は、公益社団法人として社会に貢献すべく、安全かつ快適で自然豊かな河川を実現するために必要な調査、研究並びに河川整備及び河川関係諸活動への支援等を通じて、河川を取り巻く情報の発信・共有・蓄積に関するさまざまな事業を展開しています。

令和2年度においても、河川に関する調査、啓発活動、人材育成、顕彰活動等の公益事業等を通じて社会貢献に努めました。

令和2年度に実施した事業等は以下のとおりです。

1. 令和2年度 実施事業

1-1 河川に関する新たな知見や情報などの調査・資料収集を行い、広く一般に成果を公表する事業【調査事業】

(1) 「河川文化を語る会」の開催

人と川とのかかわりを「河川文化」として捉え、様々な側面からの知識を習得することや参加者間等の交流を深めることを目的に、「河川文化を語る会」を平成10年から、令和元年12月までに延べ203回開催してきました。令和2年度は、4回計画しましたが、新型コロナウイルスの感染症の状況から開催しませんでした。

(2) 地球温暖化適応策に関する調査、資料収集

地球温暖化適応策に関する基礎的な資料を収集しました。また、適応策に係る日本学術会議の2つの分科会活動に参画しました。このうち「気候変動と国土分科会」では、近年の水災害の激甚化を踏まえ、氾濫を防ぐための対策と氾濫を前提とした対策を並行して実施する必要があるとの考え方のもとで提言をとりまとめ、「低平地等の水災害激甚化に対応した適応策推進上の重要課題」として6月に公表いたしました。社会全体でリスク認識を共有することが適応策の基礎であり、リスクの捉え方や地域への浸透策、立ち遅れている海面上昇等による高潮氾濫リスクや耐水性建築技術に関する研究のあり方などについて提言しています。月刊誌「河川」9月号で概要を報告いたしました。

(3) 月刊誌「河川」の発刊

月刊誌「河川」は、河川行政の取り組みや課題、河川に関わる社会的な動向等に関する最新情報を発信するメディアとして昭和17年から刊行してきました。また、最新号を含む記事のストックは、貴重なデータベースとして行政関係者、研究者、一般の方々などに広く活用されています。

また、会員サービスの一環として実施しているインターネット経由での電子版（PDF版）の無料購読を、6月からはそれまでの一種正会員（地方公共団体等）、二種正会

員（個人）に加え、三種正会員（企業・法人）の方々にも可能としました。

＜令和2年度 特集テーマ＞

4月号「令和2年度予算」

5月号「効果を実感できる土砂災害対策」

6月号「大河川の歴史（第12回）鳴瀬川・鶴見川」

7月号「気候変動を踏まえた海岸空間保全」

8月号「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト～いのちと暮らしをまもる防災減災～」

9月号「気候変動を踏まえた今後の水災害対策について」

10月号「大河川の歴史（第13回）旭川・本明川」

11月号「今後の多自然川づくりが目指す姿」

12月号「受け手に伝わる防災情報発信に向けて」

1月号「大河川の歴史（第14回）十勝川・仁淀川」

2月号「令和2年の災害と風水害への事前の取組について」

3月号「水辺から変わる まち・人・未来！

～水辺発の新たなアクティビティから社会問題の解決まで～

(4) 河川に関する情報の収集・整理と広報資料の作成

令和2年度においては、河川に関する様々な情報（災害の発生状況、治水事業の重要性や制度・施策・効果等）等を収集・整理し、その普及や一般にわかりやすい的確な情報発信の手法について検討を行うとともに広報資料を作成しました。その一つとして、「水管理・国土保全局所管事業の事業効果」（国土交通省ホームページ）を改良しました。

(5) 河川行政史に関する調査

「個人の記憶を、共有の記録に」との考えの下で、河川事業の経緯や河川に関わる諸制度の創設等の河川行政史に関する情報を記録する資料（「オーラルヒストリー」）を平成13年度から作成してきました。

令和2年度は、「八ッ場ダム」の平成21年の「中止」宣言から平成26年の本体工事再公告に至るまでの経緯に関する記録（中間報告）をとりまとめました。

1-2 河川関連キャンペーン（「川の日」キャンペーン、日本水大賞、水防演習、河川愛護月間、水の週間等）への参画及び支援を行い、安全かつ快適で自然豊かな河川を実現するための啓発活動を広く一般に向けて行う事業[キャンペーン事業]

(1) 「川の日」記念行事の支援

「川の日」実行委員会が実施する「川の日」記念行事を事務局として支援しました。WEBサイトに「川の日」の7月7日をはさむ8日間バナー広告を掲載し、これにリンクして全国の河川に関するイベント等を広く一般に紹介することで、「川の日」の啓発を図りました。

また、防災冊子の作成・配布を通して「川の日」の啓発活動を展開しました。なお、「第13回いい川・いい川づくりワークショップ in 中部」を共催し、「川の日」の啓発キャンペーンを実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の状況により、次年度に延期いたしました。

(2) その他の河川関係キャンペーンへの参画・支援

5月～6月の水防月間に、冊子「自分の命を自分で守るために—令和2年度版—」を作成し配布するなど、次表のキャンペーン活動への参画・支援を行いました。（各地の水防演習は、新型コロナウイルス感染症の状況により延期されました。）

時期	行事名	主催
5月	水防月間 (5月1日～31日・北海道は6月1日～30日)	国土交通省・内閣府・都道府県・水防管理団体
7月	河川愛護月間 (7月1日～31日)	国土交通省・地方公共団体
	森と湖に親しむ旬間 (7月21日～31日)	国土交通省・林野庁・地方公共団体
8月	水の日・水の週間 (8月1日・8月1日～8月7日)	水循環政策本部・国土交通省・都道府県
	防災週間 (8月30日～9月5日)	内閣府・防災推進協議会

1-3 河川に関するセミナー、シンポジウム、研修等の開催及び支援により、専門的知識の普及や人材育成を行う事業【研修・セミナー事業】

(1) セミナーの開催

新型コロナウイルス感染症の状況により、水防に関する法律・制度や水防活動の事例等をテーマにした「水防研修」及び河川管理・訴訟等をテーマにした「河川管理研修」は、中止といたしました。また、「流域治水」等の最新の施策等をテーマにした「河川講習会」は、WEB（オンデマンド）講習会として開催し、専門的知識の普及を図りました。令和2年度の実施内容は次表のとおりです。

また、開催にあたっては、ホームページへの掲載やメールマガジン等により参加者を広く公募するとともに、関係機関・団体等に対し広報を行うなど周知を図り、参加者の拡大に努めました。

研修名	期間	受講者数	講義内容
水防研修	令和2年4月20日(月)～21日(火)	—	中止
河川管理研修	令和2年10月8日(木)～9日(金)	—	中止
河川講習会 (WEB講習会)	令和3年2月15日(月)～28日(日)	441名	「河川行政の現状と課題」、「令和2年等の災害と対応」、「特別講演 災害情報と避難行動」など

新たに実施を予定していた「現場研修会」については、新型コロナウイルス感染症の状況により中止としました。

(2) 地域河川管理技術向上への支援

河川管理施設の老朽化、行政機関における河川管理に携わる技術者数の減少等が進行する中で、河川の有する機能を適切に保全する取り組みが重要になってきています。そ

のような状況の下で、令和2年度も引き続き、河川の維持管理に関する資格を認定する一般財団法人「河川技術者教育振興機構」の運営を支援しました。

1-4 河川に関する功労者の表彰、コンクールの実施及び支援等により、不特定多数の利益の増進に寄与する諸活動等を顕彰する事業【表彰・コンクール事業】

(1) 河川功労者表彰

昭和24年に創設以来、治水・利水・環境の観点はもとより、歴史・文化、河川愛護、国際貢献、学術研究、地域振興等の観点から、広く社会に対して功績のあった個人や団体を表彰してきました。

令和2年は、都道府県・地方整備局等からの推薦をもとに、河川功労者表彰審査委員会（委員長：松田芳夫）の審査を経て理事会で決定された56名の個人と45団体を表彰しました（6/2の表彰式は中止）。現在までの表彰件数は4,037件となっています。

(2) 日本水大賞・日本ストックホルム青少年水大賞

「日本水大賞」は、日本水大賞委員会（名誉総裁：秋篠宮皇嗣殿下、委員長：毛利衛）を実施主体として、水循環の健全化に貢献する様々な活動を支援する目的で平成10年度に設けられました。また、「日本ストックホルム青少年水大賞」は、「日本水大賞」の一環として高校生等を対象に平成13年度から設けられました。

令和2年度においては、次表の各団体が受賞されました。「第22回日本水大賞」及び「2020日本ストックホルム青少年水大賞」の表彰式及び受賞活動発表会は、新型コロナウイルス感染症の状況により中止しましたが、秋篠宮皇嗣殿下より「お言葉」を賜りました。「お言葉」と毛利委員長からのお祝いメッセージの映像及び受賞者の活動発表をホームページに掲載しました。

第22回日本水大賞各賞（応募総数142件）

各賞	活動主体	都道府県	活動の名称	活動主体の名称
大賞	団体	茨城県	災害犠牲者ゼロを目指した水防災への取り組み	常総市根新田町内会
国土交通大臣賞	学校	新潟県	地域住民と連携し地域の防災力を高める水防災教育の取組 ～学校中核とした地域防災教育の実践～	新潟県三条市立第四中学校
環境大臣賞	団体	高知県	森川里海の人と自然の好循環がもたらす海の中の森づくり	特定非営利活動法人 黒潮実感センター
厚生労働大臣賞	団体	東京都	水源地クリーンキャンペーン・エコクラブ探検隊	全国管工事業協同組合連合会青年部協議会
農林水産大臣賞	団体	埼玉県	ホツケの里山自然環境の保全活動	特定非営利活動法人 宮代水と緑のネットワーク
文部科学大臣賞	学校	愛知県	三河湾の環境調査	愛知県立時習館高等学校 SSH生物部
経済産業大臣賞	企業	岐阜県	小水力発電による持続可能な社会の実現	有限会社角野製作所/ 特定非営利活動法人地域再生機構
市民活動賞	団体	青森県	かけがえない湧水群を次世代に引き継ぐための事業	十和田市名水保全対策協議会
国際貢献賞	団体	福岡県	マレーシアで魚釣りを楽しむ -水資源保護・環境改善の取組み-	特定非営利活動法人 紫川を守る会
未来開拓賞	学校	大阪府	水環境の新たな改善方法 ～アオコの抑制とヘドロの再利用方法～	清風高等学校 生物部
審査部会特別賞	行政	東京都	荒川下流の柔らかなワンド整備と見直しによる維持運営	北区・子どもの水辺協議会

2020 日本ストックホルム青少年水大賞（応募総数 19 件）

各 賞	活動主体	都道府県	活動の名称	学校・クラブ名
大 賞	学校	青森県	乾燥地の土壌流出抑制と食料増産を可能にする多機能集水技術の開発	青森県立名久井農業高等学校 Treasure Hunters
審査部会特別賞	学校	岐阜県	ヒダサンショウウオの産卵行動の解明	鶯谷中学・高等学校 自然科学部

また、「第 23 回日本水大賞」及び「2021 日本ストックホルム青少年水大賞」の審査を行い、3 月までに大賞をはじめ各賞を決定しました。なお、募集に当たっては、水循環系の健全化に寄与する水防災、水環境、水文化分野などの分野について積極的な応募促進を行い、様々な活動内容と活動主体から応募をいただきました。

1-5 河川に関する図書等の刊行等 [収益事業]

(1) 図書の出版等

過去からの河川事業に関する通達等のデータベースである「令和 2 年度版河川事業関係例規集」と、河川関係の最新の各種データをコンパクトに取りまとめた「2020 河川ハンドブック」を刊行・販売しました。「河川事業関係例規集」については、昨年度に続き、ペーパーレス化の流れ等の観点から DVD 版（PDF ファイル）も刊行しました。

(2) 受託調査・研究

令和 2 年度においては、収益事業としての受託調査・研究は行いませんでした。

1-6 会員活動への助成、会員への情報誌の配布、河川関係諸団体の活動への支援 [会員活動助成等事業]

(1) 会員活動への助成

二種正会員（個人）を中心に府県単位で設立されている団体の運営を支援するために、令和 2 年度には 12 団体のうち申請のあった 7 団体に対して運営経費の一部を助成しました。

また、二種正会員（個人）による川をテーマにした自主的な調査・研究などの活動を支援するために、令和 2 年度は 3 つのサークルに対して活動経費の一部を助成しました。

(2) 会員に対する情報誌の発行・配布

会報「河川文化」は、「川における様々な文化」をテーマに全国各地からの情報を発信する会員向けの情報誌（平成 10 年 4 月創刊：年 4 回発行）で、各分野の専門家から寄稿をいただき、様々な特集を組んでいます。

令和 2 年度においても、次表の特集テーマで発行し、毎号約 4,000 部を会員（海外も含む）等に配布しました。

発行月	号数	特集名	シリーズ/河川文化を語る	執筆者
令和2年6月	第90号	川と防災文化	先人の暮らしに学ぶ水防の作法	土屋信行氏他
9月	第91号	静岡の河川	江戸時代の狩野川の渡しと舟運	橋本隆之氏他
12月	第92号	古代の治水と文化	律令国家日本の創設と国家総合開発事業	尾田栄章氏他
令和3年3月	第93号	近世都市の用水	近代の用水 -水道再考-	神吉和夫氏他

(3) 河川関係諸団体の活動への支援

NPO法人「川に学ぶ体験活動協議会」等の活動を支援しました。

(4) 会員へのメールマガジンの送付

令和2年6月よりメールアドレスを登録いただいている会員の皆様に、週1回の頻度でメールマガジンをお送りし、当協会からのお知らせ・国土交通省の記者発表情報のまとめ（河川行政、建設関係情報等）・災害カレンダー・その他河川に関する情報を提供しました。

2. 正会員の入退会数及び現在の正会員数

一種正会員（地方公共団体等）、二種正会員（個人）、三種正会員（法人及び団体）の入退会数及び令和2年度末現在の正会員数は、次表のとおりです。令和元年度末と比較して、三種正会員（企業・法人）は若干増加（+3）となったものの、一種正会員（地方自治体等）は若干減少（△1）、二種正会員（個人）は減少（△39）となったため、合計会員数は減少しました。

（令和3年3月31日現在）

会員の区分	前年度末	入会数	退会数	現在数	摘要
一種正会員	143	0	1	142	地方公共団体等
二種正会員	2,263	97	136	2,224	個人
三種正会員	378	10	7	381	法人・団体
計	2,784	107	144	2,747	

3. 社員総会、理事会及び常任理事会の開催

3-1 社員総会

第75回 定時社員総会

開催日 令和2年6月2日

東京都千代田区平河町の厚生会館会議室で開催し、会長松田芳夫の開会挨拶の後、事務局から正会員の出席状況について、定款第19条の規定に基づく定足数を満たしており、社員総会が成立していることを報告した後、定款第18条の規定に基づき会長が議長となって議事に入りました。(1)令和元年度事業報告、事業報告の付属明細書の報告の件、(2)令和元年度貸借対照表、正味財産増減計算書、貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書、財産目録の承認を求める件、(3)令和2年度事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みの報告の件、(4)理事及び監事の選任について決議を求める件について、(1)及び(3)は報告し、(2)及び(4)については採決を行い、(2)については過半数の賛成により原案のとおり承認することが決議されました。(4)については議決権行使書面による賛成が過半数を超えており、更に、社員総会において候補者を一括で決議することを諮り異議がないことを確認した上で一括採決し、次の理事24名及び監事2名全員が選任されました。

理事	青山 俊樹	浅枝 隆	岡本 正男	楓 千里	久住 時男
	佐藤 年緒	七戸 克彦	清治 真人	曾小川久貴	高橋 健文
	田代 民治	中村 太士	松田 芳夫	三井 元子	山田 正
	大西 亘	萩原 寿夫			(以上再任)
	植木 昭光	北田 健夫	木村 圭策	宍戸 英明	武田 和史
	舛谷 成幸	村田 和夫			(以上新任)
監事	和里田義雄	津野 三夫			(以上再任)

3-2 理事会

(1) 理事会によるみなし決議 決議があったとみなされた日 令和2年5月13日

新型コロナウイルス感染症の状況により会議は開催せず、令和2年4月27日付け河協発第20号で、会長松田芳夫から、理事及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項、(1)「社員総会の招集にあたって定める事項について理事会の決議を求める件」、(2)「社員総会提出議案について承認を求める件」、(3)「会員の入会の承認」について提案書を発送し、当該提案につき令和2年5月13日までに、理事の全員から承認する旨の同意を、また、監事から異議がない旨の回答を得たので、定款第42条に基づき、当該提案を承認する旨の理事会の決議があったものとみなされました。

(2) 理事会によるみなし決議 決議があったとみなされた日 令和2年6月2日

新型コロナウイルス感染症の状況により会議は開催せず、令和2年5月13日付け河協発第23号で、会長松田芳夫から、理事・監事候補者の全員に対して、理事会の決議の目的である事項「議案 会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事の選定」について、提案書を発送し、理事・監事候補者全員より、理事に選任された場合、同意する旨の同意書及び監事に選任された場合、異議がない旨の回答書を得ました。6月2日開催の社員総会において、「理事・監事候補者名簿」の通り全員選任されたので、定款第42条に基づき、当該提案について、次のとおり理事会の決議があったものとみなされました。

会長	松田 芳夫	常任理事	青山 俊樹
副会長	高橋 健文	〃	浅枝 隆
〃	山田 正	〃	岡本 正男
		〃	北田 健夫
専務理事	大西 亘	〃	清治 真人
常務理事	萩原 寿夫	〃	曾小川久貴
		〃	田代 民治
		〃	村田 和夫

(3) 理事会によるみなし決議 決議があったとみなされた日 令和2年7月11日

令和2年7月1日付け河協発第29号で、会長松田芳夫から、理事及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項「会員の入会の承認」について提案書を発送し、当該提案につき令和2年7月11日までに、理事の全員から承認する旨の同意を、また、監事から異議がない旨の回答を得たので、定款第42条に基づき、当該提案を承認する旨の理事会の決議があったものとみなされました。

(4) 理事会によるみなし決議 決議があったとみなされた日 令和2年9月9日

令和2年9月1日付け河協発第36号で、会長松田芳夫から、理事及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項「会員の入会の承認」について提案書を発送し、当該提案につき令和2年9月9日までに、理事の全員から承認する旨の同意を、また、監事から異議がない旨の回答を得たので、定款第42条に基づき、当該提案を承認する旨の理事会の決議があったものとみなされました。

(5) 理事会によるみなし決議 決議があったとみなされた日 令和2年10月26日

令和2年10月19日付け河協発第39号で、会長松田芳夫から、理事及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項「参与の委嘱について意見を求める件、黒川純一良（新任）、細見寛（再任）」について提案書を発送し、当該提案につき令和2年10月26日までに、理事の全員から同意を、また、監事から異議がない旨の回答を得たので、定款第42条に基づき、当該提案を承認する旨の理事会の決議があったものとみなされました。

(6) 理事会（令和2年度第1回）

開催日 令和2年11月24日

新型コロナウイルス感染症の状況により、東京都千代田区麹町の一般財団法人水源地環境センター会議室及びWEB会議システムを用いて開催し、(1)「会員の入会の承認」、(2)「定款第31条に準じた取引の承認」について諮り、承認されました。また、代表理事及び業務執行理事より職務の執行状況の報告がなされました。

(7) 理事会によるみなし決議

決議があったとみなされた日 令和3年2月5日

令和3年1月29日付け河協発第2号で、会長松田芳夫から、理事及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項「会員の入会の承認」について提案書を発送し、当該提案につき令和3年2月5日までに、理事の全員から承認する旨の同意を、また、監事から異議がない旨の回答を得たので、定款第42条に基づき、当該提案を承認する旨の理事会の決議があったものとみなされました。

(8) 理事会（令和2年度第2回）

開催日 令和3年3月23日

新型コロナウイルス感染症の状況により、東京都千代田区麹町の日本河川協会会議室及びWEB会議システムを用いて開催し、(1)「令和3年度事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込み」、(2)「会員の入会の承認」、(3)「令和3年河川功労者表彰者の決定」について諮り、承認されました。また、代表理事及び業務執行理事より職務の執行状況の報告がなされました。

3-3 常任理事会

(1) 常任理事会

開催日 令和2年9月23日

新型コロナウイルス感染症の状況により、東京都千代田区麹町の日本河川協会会議室及びWEB会議システムを用いて開催し、「会員の入会可否について」審議し、承認されました。

(2) 常任理事会によるみなし決議

会長松田芳夫から、常任理事会理事の全員に対して、常任理事会の決議の目的である事項「会員の入会の可否について」の提案書を発送し、当該提案につき、下記月日までに、常任理事の全員からの同意を得たので、定款第42条に基づき、当該提案を承認する旨の常任理事会の決議があったものとみなされました。

決議があったとみなされた日	令和2年4月27日	「会員の入会の可否について」
同上	令和2年6月23日	同上
同上	令和2年7月27日	同上
同上	令和2年8月28日	同上
同上	令和2年11月17日	同上
同上	令和3年1月28日	同上
同上	令和3年3月19日	同上

(3) 常任理事会によるみなし決議 決議があったとみなされた日 令和3年3月2日

会長松田芳夫から、常任理事会理事の全員に対して、常任理事会の決議の目的である事項「常任理事会の運営の変更、①常任理事会の電子メール審議の活用、②会員の入会審議の常任理事会を原則2か月に1回とする」についての提案書を発送し、当該提案につき、常任理事の全員からの同意を得たので、定款第42条に基づき、当該提案を承認する旨の常任理事会の決議があったものとみなされました。

4 協会運営に関して特記すべき事項

令和2年2月からの新型コロナウイルス感染拡大に伴い、理事会を含めたWEB会議の活用やテレワーク・時差出勤により、新型コロナウイルス感染症対策と必要な業務の両立を図りました。

また、令和3年2月の「河川講習会」は、従来の会場での集合講習ではなく、事前に収録した講義を一定期間、インターネットで配信して受講するWEB（オンデマンド）講習で実施しました。

これらの取り組みは、新しい働き方、仕事・職場のニューノーマルへの長期の実験的取り組みであり、得られた成果と反省点を踏まえ、同感染症の終息後も継続的に取り組むべき課題となっています。

○ 受取寄附金の内訳

正味財産増減計算書内訳表に記載した公益目的事業の区分ごとの受取寄附金の額と寄附していただいた皆様は下表のとおりです。

心から御礼を申し上げます。

事業区分	公5 表彰・コンクール事業	受取寄附金の額	13,000,000 円
寄附者	いであ 株式会社 様 1,000,000 円 共和コンクリート工業 株式会社 様 1,000,000 円 株式会社 建設技術研究所 様 3,000,000 円 株式会社 東京建設コンサルタント 様 3,000,000 円 日本工営 株式会社 様 2,000,000 円 パシフィックコンサルタンツ株式会社 様 2,000,000 円 八千代エンジニアリング株式会社 様 1,000,000 円		
事業区分	共 通	受取寄附金の額	1,256,000 円
寄附者	(株)東コンサルタント (株)アルファ技研 (株)英明工務店 (株)小野組 黒田整地開発(株) (株)親和技術コンサルタント (株)大栄建設 高玉建設工業(株) (株)高山 田中建設(株) (一財)ダム技術センター 中央開発(株) 南雲土建(株) 日建工学(株) (五十音順) 石澤善成 様 石本俊亮 様 五十島文栄 様 宇野浩司 様 及川拓治 様 奥森隆夫 様 落合清二 様 角田直行 様 加藤憲成 様 齋藤敏光 様 塩崎貞夫 様 清水 佐 様 瀬川光太郎 様 瀬古一郎 様 高野 登 様 瀧澤 正 様 田中和生 様 谷川祐二 様 千島 卓 様 津野三夫 様 飛田忠一 様 富田正則 様 中原 靖 様 藤田光一 様 藤山秀章 様 穂波宣員 様 本田秀樹 様 前田啓治 様 村田和夫 様 森北佳昭 様 安田勝美 様 兪 朝夫 様 (五十音順)		
合計		14,256,000 円	

令和2年度 事業報告の附属明細書

公益社団法人 日本河川協会

事業報告には記載しなかった「地球温暖化適応策に関する基礎的な資料一覧」を事業報告の附属明細書に記載します。

地球温暖化適応策に関する基礎的な収集資料一覧は以下のとおりです。

詳細は、ホームページをご覧ください。

- 2001 観測値を用いて海面上昇に伴い急速に増加する高潮位発生頻度を片対数グラフに表示することで今世紀末に至るまでのハザードの増大過程を地点ごとに示している論文
- 2002 過去数千年にわたって人類が繁栄したエリアの年平均気温は 11℃～15℃であり現代の経済生産性分析による 13℃が最適との結果と整合していることを指摘している論文
- 2003 温暖化が顕著となった 1980 年以降 2018 年までの日本近海の台風の数の増加には温暖化の影響があることをシミュレーション結果により示した論文
- 2004 シミュレーション結果により温暖化とともに日本近海の台風の移動速度が遅くなることを示した論文
- 2005 日本とは建築構造等が異なるものの英の耐水性建築技術について詳細かつ丁寧に説明しているガイドブック
- 2006 気圧配置等の固定化によって熱波、渇水、洪水などの極端事象を引き起こすブロッキング現象に関する研究状況を紹介しているレビュー論文
- 2007 CO₂が 2 倍になり安定した時の気温上昇量 Climate Sensitivity (ECS) が 3℃ではなく 5℃以上と推定している研究成果について手法を含めてわかりやすく解説している記事
- 2008 洪水が被災者に及ぼす精神的影響に関する世界の研究文献をレビューした上で費用対効果分析に用いる被害額を算定している英 Environment Agency のレポート
- 2009 IPCC 第 6 次報告に用いる気候モデルの Climate Sensitivity (ECS と TCR) の値について気候モデルの変遷経緯を含めて説明している論文
- 2010 耐水性建築、水害保険、財源確保、住民心理、医療対策、住居移転など適応策に関する幅広いテーマについて主として米国内の事例をもとに分析・提言を行っている書籍
- 2011 耐水性建築がすでに実行・検証段階に入っている点が異なるが我が国の“流域治水”と同様の施策展開を指向している英 Defra の Policy Statement
- 2012 新たな段階に入った適応策を進めるために職員だけでなく高校や大学の教育にも言及している上記 Policy Statement を受けた英 Environment Agency の行動戦略
- 2013 現代の観測、雲のモデル計算、2 万年前及び 300 万年前の推定に基づくそれぞれの検討結果から Climate Sensitivity の幅を 2.6℃～3.9℃に絞り込んだ研究の紹介記事
- 2014 シドニーの潮位観測地点を対象に中小規模の閾値を超える日数について実績日数と海面上昇を加味した天文潮のみによる日数を比較して変動傾向を分析している論文
- 2015 30 年間の観測データから平年値を算出する際の留意点等を述べている WMO のガイドライン

- 2016 地点によって程度は異なるが温暖化とともに潮位の年間変動や各年間の変動の幅が非線形に増幅することを指摘している論文
- 2017 耐水建築の普及が主目的だが社会全体で取り組む適応策に不可欠な行動科学の知見を幅広くレビューしている英 Environment Agency のレポート
- 2018 気候変動による豪雨等の激化によるリスクと脱炭素経済構造への移行に伴うリスクの両者に総合的に取り組むことが不可欠であるとしている米政府系機関レポート
- 2019 物理法則によるのではなく新型コロナウイルスの感染予測に用いられたものと同様の数学モデルで市街地道路網の浸水シミュレーションを試みた論文
- 2020 米国内の広域的な乾燥・高温事象の主要因が年代を経るごとに乾燥から高温へとシフトしているというストーリー性の高い分析を観測記録から示している論文
- 2021 堤防やダムを整備・管理に加えて耐水住宅など社会全体で耐水型の土地利用を目指すことを ‘new normal’ として掲げている蘭デルタ・プログラム 11 年目のレポート
- 2022 命を守るためだけの建築基準ではなく財産も守る基準とすべきと主張しデータに裏付けられた土地利用計画を提言している豪 Royal Commission の政府への報告書
- 2023 気候モデル群の過去と将来の計算結果を比較して全世界的に Atmospheric River の存在期間や水蒸気量が増大することを示した論文
- 2024 気象災害による年間の死者数や経済損失の GDP 比などを用いて算出される気象リスク指数によれば 2018 年の世界最悪国は日本であると指摘しているレポート
- 2025 洪水・高潮対策検討に際して外力の非定常性を取り込むことに関する欧米各国の現状や大学の研究状況をレビューして提言を行っている英 Environment Agency のレポート
- 2026 新型コロナウイルス対応を参照しつつ CO₂ 排出ゼロが New Normal となる社会の実現に必要な行動科学原則を提示している英気候変動委員会向けレポート
- 2027 海面上昇研究の現状と課題を詳述した上で非線形な上昇を引き起こす現象のモデル化が不完全であることを踏まえた計画検討の必要性を主張している論文
- 2028 気候モデルが不完全であることに加え確率論では適応策への理解は得られないとして実災害を引き起こした外力の多角的な分析に基づく storyline の有効性を強調している論文
- 2029 海洋の温度変化の経緯を水深別や地域別なども含めグラフ等を用いてわかりやすく示した論文
- 2030 1982 年以降の台風やサイクロンなどの衛星観測データから太平洋の場合には進路が西寄りになり陸地に接近するとともに近海に存在する時間も増加する傾向にあることを示した論文
- 2031 土地利用に直接関係することに加え不確実性を伴う中での適応策の進め方についても有益な示唆を与えている米の緩和策に関する詳細なシナリオ分析論文
- 2032 大西洋南北循環 (AMOC) の停止が避けられない状態への遷移はグリーンランド氷床の融解の速度も影響するなど極めて予測困難であることをモデル計算で示した論文

議案第 1 号

令和 2 年度貸借対照表、正味財産増減計算書、
貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書、
財産目録の承認を求める件

貸借対照表

(令和3年3月31日 現在)

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金、預金	22,575,589	10,799,791	11,775,798
未収金(会費)	2,058,000	2,232,000	△ 174,000
未収金(調査事業等)	31,116,602	37,147,468	△ 6,030,866
未収金(その他)	6,611,943	7,222,233	△ 610,290
前払金	0	0	0
社会保険料立替金	△ 459,566	△ 465,959	6,393
出版物在庫	4,997,676	3,241,878	1,755,798
貸倒引当金	△ 705,560	△ 790,000	84,440
流動資産合計	66,194,684	59,387,411	6,807,273
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
退職給付引当資産	20,891,261	26,837,538	△ 5,946,277
運営資金積立資産	25,000,000	25,000,000	0
特定資産合計	45,891,261	51,837,538	△ 5,946,277
(2) その他固定資産			
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 施行規則附則第7項に規定する共用財産である。 同項に規定する公益目的事業の用に供する割合は62.70%。			
建物付属設備	2	2	0
什器備品	9,160	14,746	△ 5,586
電話加入権	149,240	149,240	0
保証金	9,988,608	9,988,608	0
その他固定資産合計	10,147,010	10,152,596	△ 5,586
固定資産合計	56,038,271	61,990,134	△ 5,951,863
資産合計	122,232,955	121,377,545	855,410
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	0	0	0
前受金(会費)	6,000	6,000	0
預り納付金	855,131	962,935	△ 107,804
流動負債合計	861,131	968,935	△ 107,804
2. 固定負債			
退職給付引当金	20,891,261	26,837,538	△ 5,946,277
固定負債合計	20,891,261	26,837,538	△ 5,946,277
負債合計	21,752,392	27,806,473	△ 6,054,081
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	0	0	0
2. 一般正味財産	100,480,563	93,571,072	6,909,491
正味財産合計	100,480,563	93,571,072	6,909,491
負債及び正味財産合計	122,232,955	121,377,545	855,410

正味財産増減計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日)

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
	(A)	(B)	(A)-(B)
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	71,226,000	71,262,000	△ 36,000
一種正会員	25,530,000	25,560,000	△ 30,000
二種正会員	13,176,000	13,512,000	△ 336,000
三種正会員	32,520,000	32,190,000	330,000
事業収益	93,797,424	113,054,652	△ 19,257,228
調査事業	42,566,608	44,483,247	△ 1,916,639
キャンペーン事業	307,500	800,000	△ 492,500
助成事業	0	0	0
研修・セミナー事業	12,365,550	18,647,000	△ 6,281,450
表彰・コンクール事業	19,553,000	24,500,000	△ 4,947,000
収益事業	19,004,766	24,624,405	△ 5,619,639
受取負担金	9,140,603	10,060,000	△ 919,397
受取寄附金	14,256,000	13,095,000	1,161,000
雑収益	466,683	924,513	△ 457,830
経常収益計	188,886,710	208,396,165	△ 19,509,455
(2) 経常費用			
事業費			
公益目的事業	135,320,015	148,748,145	△ 13,428,130
調査事業	54,635,550	61,165,028	△ 6,529,478
キャンペーン事業	10,659,465	11,564,963	△ 905,498
助成事業	0	0	0
研修・セミナー事業	33,155,164	35,080,661	△ 1,925,497
表彰・コンクール事業	36,869,836	40,937,493	△ 4,067,657
収益事業等	21,674,328	28,662,154	△ 6,987,826
収益事業	14,084,911	19,287,640	△ 5,202,729
会員活動助成等事業	7,589,417	9,374,514	△ 1,785,097
事業費計	156,994,343	177,410,299	△ 20,415,956
管理費	24,982,876	27,655,573	△ 2,672,697
経常費用計	181,977,219	205,065,872	△ 23,088,653
評価損益等調整前当期経常増減額	6,909,491	3,330,293	3,579,198
基本財産評価損益等			
特定資産評価損益等			
投資有価証券評価損益等			
評価損益等計			
当期経常増減額	6,909,491	3,330,293	3,579,198
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
(2) 経常外費用			
当期経常外増減額			
他会計振替額			
当期一般正味財産増減額	6,909,491	3,330,293	3,579,198
一般正味財産期首残高	93,571,072	90,240,779	3,330,293
一般正味財産期末残高	100,480,563	93,571,072	6,909,491
II 指定正味財産増減の部			
III 正味財産期末残高	100,480,563	93,571,072	6,909,491

正味財産増減計算書内訳表(1/2)

(単位:円)

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

科 目	公 益 目 的 事 業 会 計				収 益 事 業 等 会 計				合 計				
	公1	公2	公3	公4	公5	共 通	小 計	収 入		他1 委員活動 助成等事業	共 通	小 計	法人会計
1-一般正味財産増減の部													
1. 経常増減の部													
(1) 経常収益													
受取会費							35,613,000					35,613,000	
一 種正会員							12,765,000					12,765,000	
二 種正会員							6,588,000					6,588,000	
三 種正会員							16,260,000					16,260,000	
事業収益	42,566,608	307,500		12,385,550	19,553,000		74,782,658	19,004,766			19,004,766		93,787,424
調査事業	42,566,608						42,566,608						42,566,608
キャンペーン事業		307,500					307,500						307,500
助成事業							0						0
研修・セミナー事業				12,385,550			12,385,550						12,385,550
表彰・コンクール事業					19,553,000		19,553,000						19,553,000
収益事業								19,004,766			19,004,766		19,004,766
受取負担金		71,400			2,000,000		9,140,803						9,140,803
受取者附金					13,000,000		14,256,000						14,256,000
雑収益								0			0	466,683	466,683
受取利息収入												47	47
その他収入												466,636	466,636
経常収益計	42,566,608	7,448,103		12,385,550	34,553,000		133,802,261	19,004,766			19,004,766		198,886,710
(2) 経常費用													
事業費	54,655,550	10,659,445		33,155,164	38,869,838		135,320,015						156,394,349
役員報酬	10,772,826			3,291,030	3,785,928		18,337,368	890,016	246,480		1,136,496		19,473,864
給料手当	10,636,608			15,917,451	6,555,624		34,103,172	1,258,533	690,300		1,949,483		36,052,655
退職給付費用	1,227,259			670,682	357,353		2,312,115	113,070	60,927		173,997		2,486,112
福利厚生費	126,940			112,606	71,270		321,704	10,097	6,018		16,115		337,819
通勤手当	572,806			1,197,676	638,514		2,409,961	77,547	152,801		230,348		2,711,309
旅費交通費	24,507			35,520	110,335		172,424	1,949	206,682		208,611		381,035
通信運搬費	4,553,807			645,822	3,199,442		8,411,841	807,366	24,480		831,846		9,273,687
減価償却費	1,792	154		1,589	1,065		4,540	142	84		226		4,766
消耗品費	564,532	48,424		500,789	606,917		1,720,662	44,902	26,765		71,667		1,792,329
印刷製本費	12,584,814			950,550	2,072,067		16,801,925	10,164,742	3,061,618		13,226,360		30,028,285
賃借料	4,367,196	374,603		3,874,082	2,451,950		11,067,831	347,360	207,053		554,413		11,622,244
運搬代	0	0		220,270	0		220,270	0	0		0		220,270
社会保険料負担金	2,664,934	187,030		2,988,940	1,095,684		6,936,588	235,319	188,255		423,574		7,360,162
会費	0	0		240,000	283,866		523,866	0	0		0		523,866
贈謝金	4,213,457	0		30,000	2,967,660		7,211,117	0	1,511,200		1,511,200		8,722,317
委託費	0	4,566,621		1,078,000	4,724,500		10,369,121	0	397,000		397,000		10,766,121
支払負担金	0	462,003		0	100,000		562,003	0	777,016		777,016		1,339,019
支払助成金	0	2,000,000		0	0		2,000,000	0	0		0		2,000,000
雑費	0	0		0	6,355,500		6,355,500	0	0		0		6,355,500
租税公課	1,785,487	144,992		1,264,668	805,461		4,000,608	106,792	0		106,792		4,107,400
諸費	598,585	45,428		325,756	466,630		1,376,399	27,086	32,128		59,214		1,435,583

貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

1. 特定資産の明細

財務諸表に対する注記において記載している。

2. 引当金の明細

(1) 退職給付引当資産

財務諸表に対する注記において記載している。

(2) 貸倒引当金

貸倒引当金の明細は下表の通りである。

科 目	当期末残高
経常収益	
受取会費	654,000
調査事業	51,560
収益事業	0
合 計	705,560

財 産 目 録

(令和3年3月31日 現在)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額(円)
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	手元保管	運転資金として	334,989
預金	普通預金 みずほ銀行町村会館出張所支店 三井・住友銀行麹町支店 ゆうちょ銀行半蔵門駅前支店	運転資金として	22,240,600
未収金(会費)	会員会費に対する未収金	一種、二種、三種会員会費に関する未収金	2,058,000
未収金(調査事業等)	調査事業、助成金等に対する未収金	調査事業、助成金等に関する未収金	31,116,602
未収金(その他)	河川講読料、図書販売等に対する未収金	雑誌河川講読料、図書販売等に関する未収金	6,611,943
前払金	講習会に対する前払金	講習会の会場費等の前払金	0
社会保険料立替金	社会保険料に対するもの	社会保険料の立替金	△ 459,566
出版物在庫	出版物に対するもの	出版物図書等の在庫	4,997,676
貸倒引当金	会員会費、雑誌河川、図書出版に対するもの	一・二・三種会費、雑誌河川、図書出版の回収不能額	△ 705,560
流動資産合計			66,194,684
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
退職給付引当資産	役職員の退職給付に対するもの 普通預金 みずほ銀行町村会館出張所支店	役職員6名に対する退職給付の支払に備えたもの	20,891,261
運営資金積立資産	運営に必要な資金に備えたもの 普通預金 みずほ銀行町村会館出張所支店	運営に必要な資金積立金	25,000,000
特定資産合計			45,891,261
(2) その他固定資産			
(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則附則第7項に規定する共用財産である。)			
同項に規定する公益目的事業の用に供する割合は62.70%。			
建物附属設備	事業に供する建物附属設備に対するもの 千代田区麹町2丁目6番地5 麹町E.C.Kビル3階	建物附属設備(OAフロア、空調設備等)	2
什器備品	事業に供するためのもの	事業に供する什器・備品等	9,160
電話加入金	事業に供する電話加入権に対するもの	事業に供する電話債券	149,240
保証金	事業に供する建物の賃借に対する保証金 千代田区麹町2丁目6番地5 麹町E.C.Kビル3階	事業に供する建物の賃借に対する保証金	9,988,608
その他固定資産合計			10,147,010
固定資産合計			56,038,271
資産合計			122,232,955
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	事業全般に対するもの	印刷費、発送費、その他の未払に対するもの	0
前受金	二種会費に対するもの	二種会費の前受金	6,000
預り納付金	所得税、社会保険料に対するもの	所得税、謝金等の源泉徴収税、社会保険料の預り金	855,131
流動負債合計			861,131
2. 固定負債			
退職給付引当金	役職員の退職給付に対するもの	役職員6名に対する退職給付の支払に備えたもの	20,891,261
固定負債合計			20,891,261
負債合計			21,752,392
正味財産			100,480,563

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原価による。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却は定額法による。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金として、期末退職給付の要支給額に相当する金額を計上。

貸倒引当金として、経常収益のうち受取会費については前年度の未収金のうち当年度に回収不能であった額ならびに当年度に退会処理した額を、調査事業ならびに収益事業については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理について

消費税の会計処理は、税込方式による。

2. 特定資産の増減額及びその残高

当期増加額には、当年度の退職給付費用に加え、前年度末に未払金として計上した額が含まれている。

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
退職給付引当資産	26,837,538	3,138,498	9,084,775	20,891,261
運営資金積立資産	25,000,000	0	0	25,000,000
合 計	51,837,538	3,138,498	9,084,775	45,891,261

3. 特定資産の財源の内訳

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)
特定資産			
退職給付引当資産	20,891,261	0	20,891,261
運営資金積立資産	25,000,000	0	25,000,000
合 計	45,891,261	0	45,891,261

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物附属設備	2	0	2
什器備品	14,746	5,586	9,160
合 計	14,748	5,586	9,162

5. その他

- (1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則附則第7項に規定する共用財産については、貸借対照表及び財産目録に、その旨及び公益目的事業の用に供する割合を記載している。なお、公益目的事業の用に供する割合は、これを確定させるため、移行認定申請書において記載した数値をもとに算出したものを用いている。
- (2) 出版物在庫の増減に相当する額については経常費用の印刷製本費に計上し、在庫の増に相当する額はこれを減算し、減に相当する額はこれを加算している。

監 査 報 告 書

公益社団法人日本河川協会
会長 松田 芳夫 殿

令和3年4月21日

公益社団法人日本河川協会

監 事 和里田 義雄

公益社団法人日本河川協会

監 事 津野 三夫

私たち監事は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度の事業及び会計を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2. 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

報告第2号

令和3年度 事業計画書、収支予算書、
資金調達及び設備投資の見込みの報告の件

令和3年度 事業計画書

公益社団法人 日本河川協会

自 令和3年4月 1日

至 令和4年3月31日

令和3年度も、日本河川協会は、公益社団法人として社会に貢献すべく、安全かつ快適で自然豊かな河川を実現するために必要な調査、研究並びに河川整備及び河川関係諸活動への支援等を通じて、河川を取り巻く情報の発信・共有・蓄積に関するさまざまな事業を展開していきます。

1 河川に関する新たな知見や情報などの調査・資料収集を行い、広く一般に成果を公表する事業【調査事業】

(1) 「河川文化を語る会」の開催

新型コロナウイルス感染症の状況を見極めつつ、「河川文化を語る会」を地方都市も含め3回開催します。

(2) 地球温暖化適応策に関する調査、資料収集

地球温暖化適応策に関する基礎的な資料収集を行います。また、日本学術会議や学会等における水災害適応策に関する活動に参画します。その一環として、日本学術会議の「気候変動と国土分科会」に参画し、水災害適応策と国土計画との関係のあり方など、令和2年6月に公表した提言「低平地等の水災害激甚化に対応した適応策推進上の重要課題」のさらに先を睨んだ諸課題について検討を進めていくこととしています。さらに、各地域間で情報交換・情報共有ができるような場づくりに向け、必要な支援策について検討を進めます。

(3) 月刊誌「河川」の発刊

月刊誌「河川」は、河川に関わる最新の諸情報を広く提供・発信する役割を担うとともに、過去の発刊分が昭和初期から現在に至るまでの河川事業や河川行政の歴史などに関する貴重なナレッジストックとして活用されるなど、行政関係者、研究者、学生、一般の方々等から高い評価を得ています。

令和3年度においてもその内容の一層の充実に向けて努めていきます。また、令和元年10月号から始めたカラーPDF版（全正会員がインターネットで無料購読可能）の提供を引き続き実施します。

＜令和3年度の特集テーマ＞（予定）

「令和3年度予算」（4月）、「これからの土砂災害対策 ～砂防の近未来～」(5月)、
「大河川の歴史（第15回）安倍川・常願寺川」（6月）、「東京オリンピック・パラリンピック競技大会又は流域治水関連法改正」（7月）、8月以降は未定。

(4) 河川に関する情報の資料収集・整理と広報資料の作成

河川に関する様々な情報（災害の発生状況、治水事業の重要性や制度・施策・効果等）や資料を収集・整理し、幅広い普及や社会的な理解を促進するための的確な情報発信方策について検討し、広報資料を作成します。

(5) 河川行政史に関する調査

「個人の記憶を、共有の記録に」との基本的な考え方の下で、過去の河川行政における出来事などに関して、収集した資料や当時の担当者へのインタビュー等を通じて記録としてとりまとめます。

令和3年度は、令和元年度から取り組んでいる「ハッ場ダム」の平成21年の「中止」宣言から平成26年の本体工事再公告に至るまでの経緯に関する記録（中間報告）の更なる充実を含め、テーマを選定します。

2 河川関連キャンペーン（「川の日」キャンペーン、日本水大賞、水防演習、河川愛護月間、水の週間等）への参画及び支援を行い、安全かつ快適で自然豊かな河川を実現するための啓発活動を広く一般に向けて行う事業【キャンペーン事業】

(1) 「川の日」記念行事の支援

引き続き、「川の日」実行委員会が実施する「川の日」（7月7日）の記念行事を事務局として支援します。

(2) その他の河川関係キャンペーンへの参画・支援

全国の水防演習の場における広報活動、河川愛護月間キャンペーンへの支援等を実施します。

3 河川に関するセミナー、シンポジウム、研修等の開催及び支援により、専門的知識の普及や人材育成を行う事業【研修・セミナー事業】

(1) セミナーの開催

水防に関する制度・法律等をテーマにした「水防研修」は、新型コロナウイルス感染症の状況によりWEB（オンデマンド）研修で実施します。

河川管理・訴訟等をテーマにした「河川管理研修」、河川に関する最新の施策等をテーマにした「河川講習会」を開催し専門的知識の普及を図ります。

これらの開催にあたっては、ホームページへの掲載、メールマガジン等により参加者

を広く公募するとともに、関係機関・団体等に対し広報を行い周知を図り参加者の拡大に努めます。

また、河川やダムの現場において施設等を直接見ながら河川に関する知識や技術力を向上させることを目的とした「現場研修会」を開催します（令和元年度、令和2年度は災害や感染症により中止）。

- ・水防研修（WEB） 令和3年4月16日（金）～30日（金）
- ・河川管理研修 令和3年10月（予定）
- ・河川講習会 令和4年2月（予定）
- ・現場研修会 （開催時期は今後決定）

(2) 地域河川管理技術向上への支援

河川管理施設の老朽化、行政機関における河川管理に携わる技術者数の減少等が進行する状況の中で、河川の有する機能を適切に保全していく取り組みが重要になってきています。そのため、河川の維持管理に関する専門技術を認定する「河川技術者資格制度」の運営を支援します。

4 河川に関する功労者表彰、コンクールの実施及び支援により、不特定多数の利益の増進に寄与する諸活動等を顕彰する事業 [表彰・コンクール事業]

(1) 河川功労者表彰

昭和24年に制度を創設して以来、治水、利水、環境の観点はもとより、歴史・文化、河川愛護、国際貢献、学術研究、地域振興等の観点から、広く社会に対して功績のあった方々や団体に対する表彰を行ってきました。

令和3年も定時社員総会において表彰を行う予定です。

(2) 日本水大賞・日本ストックホルム青少年水大賞

日本水大賞委員会（名誉総裁：秋篠宮皇嗣殿下）の事務局を引き続き務めることとしています。

第23回日本水大賞・2021日本ストックホルム青少年水大賞の表彰式及び受賞活動発表会については、6月15日に日本科学未来館で行う予定です。

また、2021日本ストックホルム青少年水大賞の大賞受賞者は、昨年引き続きオンラインで8月に開催される国際コンテスト「ストックホルム青少年水大賞」に日本代表として参加します。

第24回日本水大賞は7月7日に、2022日本ストックホルム青少年水大賞は4月1日に、それぞれ募集を開始する予定です。なお、第24回日本水大賞の募集にあたっては、第23回の結果を踏まえ、更に理解・認知度を高めるため、ホームページの強化を図ります。全面的なリニューアルにより、多くの優良な活動団体等から応募いただけるよう、効果的・効率的な広報に努めます。

5 河川に関する図書等の刊行等〔収益事業〕

(1) 図書の出版等

過去からの河川事業に関する通達等のデータベースである「令和3年度版河川事業関係例規集」と、河川関係の最新の各種データをコンパクトに取りまとめた「2021 河川ハンドブック」を刊行します。なお、「令和3年度版河川事業関係例規集」については、前年版の好評を受け、引き続きDVD版（PDFファイル）も刊行します。

(2) 受託調査・研究

必要に応じて、収益事業としての受託調査・研究を行います。

6 会員活動への助成、会員への情報誌の配布、河川関係諸団体の活動への支援〔会員活動助成等事業〕

(1) 会員活動への助成

会員の親睦、交流及びサークル活動をより一層推進させるため、現在12の府県単位で設立されている会員組織の活動を支援するとともに、その運営に必要な経費の一部を助成します。

また、各地域において、会員が川をテーマにした自主的な研究や地域活動への参加を行うサークル活動に対して、その経費の一部を助成します。

これらの助成に当たって、当協会個人会員が行う活動を支援するとの目的をより明確にした運用を行います。

(2) 会員への情報誌の発行・配布

会報「河川文化」（平成10年4月創刊：年4回発行）は、「川における様々な文化」をテーマに全国各地からの情報を発信する会員向けの情報誌です。

さらなる内容の充実を目指すとともに、図書館等への配布により多くの方々が活用できるようにします。

<令和3年度 特集計画>（予定）

第94号	令和3年6月号	「近世の治水技術」
第95号	9月号	（未定）
第96号	12月号	（未定）
第97号	令和4年3月号	（未定）

(3) 河川関係諸団体の活動への支援

引き続き、河川関係諸団体の活動を支援します。

(4) 会員へのメールマガジンの送付

令和2年6月よりメールアドレスを登録いただいている会員の皆様に、週1回の頻度でメールマガジンをお送りし、当協会からのお知らせ・国土交通省の記者発表情報のまとめ（河川行政、建設関係情報）・災害カレンダー・その他河川に関する情報を提供しました。

令和3年度も引き続き、内容の充実を図り配信してまいります。

7 協会運営に関して特記すべき事項

令和2年の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、理事会を含めたWEB会議の活用やテレワーク・時差出勤により、新型コロナウイルス感染症対策と必要な業務の両立を図りました。

令和3年度も、引き続き新型コロナウイルスの感染状況及び政府の方針を踏まえ、必要な取り組みを行ってまいります。これらの取り組みに当たっては、社会全体が、新しい働き方、仕事・職場のニューノーマルへの移行を進めつつあることを念頭に、令和2年度中に得られた成果と反省点を踏まえ、同感染症の終息後も継続的に取り組んでいくことといたします。

令和3年度収支予算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日)

(単位：円)

科 目	令和3年度予算額	前年度予算額	増 減	備 考
	(A)	(B)	(A)-(B)	
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受取会費	70,980,000	71,330,000	△ 350,000	
一種正会員	25,500,000	25,620,000	△ 120,000	
二種正会員	13,080,000	13,620,000	△ 540,000	
三種正会員	32,400,000	32,090,000	310,000	
事業収益	107,870,000	114,660,000	△ 6,790,000	
調査事業	44,800,000	45,265,000	△ 465,000	
キャンペーン事業	800,000	800,000	0	
助成事業	0	0	0	
研修・セミナー事業	14,750,000	18,807,000	△ 4,057,000	
表彰・コンクール事業	27,500,000	28,000,000	△ 500,000	
収益事業	20,020,000	21,788,000	△ 1,768,000	
受取負担金	11,600,000	12,060,000	△ 460,000	
受取寄附金	14,200,000	14,095,000	105,000	
雑収益	0	0	0	
経常収益計	204,650,000	212,145,000	△ 7,495,000	
(2) 経常費用				
事業費				
公益目的事業	151,857,422	155,581,437	△ 3,724,015	
調査事業	57,291,233	61,142,741	△ 3,851,508	
キャンペーン事業	13,324,709	13,122,164	202,545	
助成事業	0	0	0	
研修・セミナー事業	36,334,023	35,637,060	696,963	
表彰・コンクール事業	44,907,457	45,679,472	△ 772,015	
収益事業等	26,974,115	28,093,042	△ 1,118,927	
収益事業	17,757,836	18,834,312	△ 1,076,476	
会員活動助成等事業	9,216,279	9,258,730	△ 42,451	
事業費計	178,831,537	183,674,479	△ 4,842,942	
管理費計	25,818,463	28,470,521	△ 2,652,058	
経常費用計	204,650,000	212,145,000	△ 7,495,000	
評価損益等調整前当期経常増減額	0	0	0	
基本財産評価損益等				
特定資産評価損益等				
投資有価証券評価損益等				
評価損益等計				
当期経常増減額	0	0	0	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
(2) 経常外費用				
当期経常外増減額				
他会計振替額				
当期一般正味財産増減額	0	0	0	
(注) 短期借入金限度額 20,000,000円				

収支予算書内訳表(1/2)
(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	公 益 目 的 事 業 会 計					収 益 事 業 等 会 計			法 人 会 計	合 計	
	公1 調査事業	公2 キャンペーン事業	公3 助成事業	公4 研修・セミナー事業	公5 表彰・コンクール事業	小 計	収入 収益事業	他1 会員活動 助成等事業			共 通
I 一般正味財産増減の部											
1. 経常増減の部											
(1) 経常収益											
受取会費						35,490,000				35,490,000	
一種正会員						12,750,000				12,750,000	
二種正会員						6,540,000				6,540,000	
三種正会員						16,200,000				16,200,000	
事業収益	44,800,000	800,000		14,750,000	27,500,000	87,850,000	20,020,000		20,020,000	107,870,000	
調査事業	44,800,000					44,800,000				44,800,000	
キャンペーン事業		800,000				800,000				800,000	
助成事業						0				0	
研修・セミナー事業				14,750,000		14,750,000				14,750,000	
表彰・コンクール事業					27,500,000	27,500,000				27,500,000	
収益事業							20,020,000			20,020,000	
受取負担金		9,600,000			2,000,000	11,600,000				11,600,000	
受取寄附金					13,000,000	14,200,000				14,200,000	
雑収益										0	
受取利息収入										0	
その他収入										0	
経常収益計	44,800,000	10,400,000		14,750,000	42,500,000	149,140,000	20,020,000		20,020,000	204,860,000	
(2) 経常費用											
事業費	57,291,233	13,324,709		36,334,023	44,907,457	151,857,422	17,757,696	9,216,279		178,831,537	
役員報酬	10,773,520			1,722,840	3,351,380	16,335,820	2,110,560	574,280		19,020,660	
給料手当	10,689,734	950,116		17,470,688	4,440,083	33,550,621	1,315,199	745,165		35,610,985	
退職給付費用	1,148,811	64,954		394,120	290,238	1,898,123	230,356	64,484		2,192,963	
福利厚生費	144,270	12,375		133,335	69,840	359,820	17,865	6,255		383,940	
通勤手当	601,957	74,917		1,479,407	390,332	2,546,613	120,464	131,171		2,798,248	
旅費交通費	357,708	4,950		113,334	3,627,936	4,103,928	7,146	1,032,502		5,143,576	
通信運搬費	4,874,488	40,700		718,524	2,729,696	8,363,408	878,756	20,572		9,262,736	
減価償却費	0	0		0	0	0	0	0		0	
消耗品費	579,372	44,550		500,006	881,424	2,005,352	64,314	22,518		2,092,184	
印刷製本費	13,070,286	1,399,775		1,636,303	2,440,912	18,547,276	11,781,857	3,075,159		33,404,292	
賃借料	4,366,572	374,550		4,055,606	2,113,824	10,890,552	540,714	189,318		11,620,584	
運記代	220,000	0		0	0	520,000	0	0		520,000	
社会保険料負担金	2,676,255	188,692		3,161,530	709,872	6,736,349	466,935	189,565		7,392,849	
会場費	150,000	0		1,080,000	860,000	2,090,000	0	0		2,090,000	
諸謝金	5,000,000	0		200,000	3,350,000	8,550,000	0	1,770,000		10,320,000	
委託費	390,000	7,030,000		2,800,000	9,800,000	19,220,000	0	0		19,220,000	
租税公課	1,735,200	141,200		1,262,400	681,200	3,820,000	180,000	0		4,000,000	
支払負担金	0	2,460,000		0	100,000	2,560,000	0	350,000		2,910,000	
支払助成金	0	0		0	0	0	0	1,010,000		1,010,000	
褒賞	0	0		0	6,550,000	6,550,000	0	0		6,550,000	
諸費	512,660	50,250		425,930	2,220,720	3,209,560	45,670	35,290		3,288,520	

令和3年度 資金調達及び設備投資の見込みの報告の件

資金調達及び設備投資の見込みについては、該当ありません。

議案第2号

理事の補欠選任について決議を求める件

理 事（補欠選任）候 補 者 名 簿（案）

退 任 理 事		新 任 理 事	
区分	氏 名 役 職 名	区分	氏 名 役 職 名
理 事 (非常勤)	青 山 俊 樹 前一般財団法人建設業技術者センター 理事長	理 事 (非常勤)	甲 村 謙 友 一般財団法人国土技術研究センター 理事長
理 事 (非常勤)	北 田 健 夫 前 埼玉県県土整備部副部長	理 事 (非常勤)	金 子 勉 埼玉県県土整備部副部長
理 事 (非常勤)	宍 戸 英 明 前大阪府都市整備部河川室河川整備課長	理 事 (非常勤)	富 井 浩 一 大阪府都市整備部河川室河川整備課長
理 事 (非常勤)	植 木 昭 光 前福岡県県土整備部河川管理課長	理 事 (非常勤)	吉 武 範 幸 福岡県県土整備部河川管理課長
理 事 (非常勤)	大 西 亘 公益社団法人日本河川協会 専務理事	理 事 (常勤)	黒 川 純一良 公益社団法人日本河川協会参与
理 事 (常勤)	萩 原 寿 夫 公益社団法人日本河川協会 常務理事	理 事 (常勤)	志 賀 文 夫 一般財団法人水源地環境センター 総務部長

(注) 新任理事の任期は、選任の日から退任する理事の残任期（令和4年度定時社員総会の終結時まで）

令和3年 河川功勞者表彰

令和3年河川功労者表彰総括表

事 項	個 人	団 体	計
第1号 歴史、文化活動又は芸術活動等により河川文化の発展に寄与し功績があった場合	1	3	4
第2号 河川の整備や管理に関連する諸活動を通じ、河川災害の防止、水資源の開発、河川環境の整備や保全、流域内の合意形成に貢献し功績があった場合	30	1	31
第3号 水防活動、水害時の人命救助、防災体制の整備・充実又は災害の早期発見と迅速な情報伝達等に功績があった場合	7	1	8
第4号 河川の自然保護・環境学習・河川愛護等の活動に功績があった場合	2	38	40
第5号 河川や水に関する学術的研究又は技術開発に従事し、河川の整備・管理、利用等に役立つ成果をおさめる功績があった場合	20		20
第6号 河川の利用を通じた産業の振興、地域の活性化等により新しい文化の創造に功績があった場合		2	2
第7号 河川や水の分野において国際的な活躍又は外国との交流・連携の深化に功績があった場合			0
第8号 本会の発展に顕著な貢献をする等、特に表彰が必要と認められた場合			0
合 計	60	45	105

令和3年河川功労者表彰者名簿

第1号 歴史、文化活動又は芸術活動等により河川文化の発展に寄与し功績があった場合

(個人1)

氏名	職業	功績等	住所
まつもとゆきお 松本幸男	会社員	平成23年から9年間にわたり兵庫県下の川を取材し、川にまつわる歴史、文化、自然等を題材にした『ひょうご水百景』を作成、100号超えを契機として県の協力のもと430ページに及ぶ冊子にまとめ県下の図書館等に配布。県民の川への関心を深め、河川文化の発展に貢献された。	兵庫県神戸市

(団体3)

名称	功績等	住所
いしのまきおね 石巻千石船の会	平成7年の設立以来、北上川とその舟運に関する歴史資料収集と研究及びそれらに関する出版や講演会等の開催・講師派遣を通じ、知識の普及と啓発活動を行い、歴史を活かした地域活性化と河川文化の発展に貢献された。(平成26年河川協力団体に指定)	宮城県石巻市
かせがわ 加勢川開発研究会	昭和63年に設立以来、緑川・加勢川を拠点とした河川環境学習の実施や伝統漁法の保存・伝承を行うとともに、河川清掃や水質浄化及び河川流域内・流域外への交流・情報発信等の活動を実施し、河川文化の発展に貢献された。(平成26年河川協力団体に指定)	熊本県熊本市
えちごしんかわ 越後新川まちおこしの会	平成19年に新川の環境保全などを行う団体として設立され、清掃活動を通じて川の環境美化啓発に努めるとともに、地域間交流を進め、新川開削200年の歴史と川と川とが交差する貴重な土木遺産とその魅力を後世に伝え河川文化の発展に貢献された。	新潟県新潟市

第2号 河川の整備や管理に関連する諸活動を通じ、河川災害の防止、水資源の開発、河川環境の整備や保全、流域内の合意形成に貢献し功績があった場合

(個人30)

氏名	職業	功績等	住所
おがさわらりょうじ 小笠原良治	農業	昭和56年から馬淵川水系馬淵川 長苗代第一排水樋管の水門等水位観測員として、長年にわたり施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	青森県八戸市
くどうこういち 工藤孝一	農業	昭和56年から、岩木川水系土淵川 土淵川第二排水樋管の水門等水位観測員として、長年にわたり施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	青森県弘前市
いちのへよしまる 一戸善丸	農業	昭和56年から岩木川水系平川 豊葎第二排水樋管の水門等水位観測員として、長年にわたり施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	青森県田舎館村
かまたえいき 鎌田栄記	建設業	昭和48年から鳴瀬川水系鳴瀬川 賀家排水樋管において、水門等水位観測員として長年にわたり職務に対する強い責任感と不撓不屈の精神で操作業務に従事し、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	宮城県大崎市
おおはしひろよし 大橋宏好	農業	昭和55年から北上川水系江合川 唐崎水門において、水門等水位観測員として長年にわたり職務に対する強い責任感と不撓不屈の精神で操作業務に従事し、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	宮城県涌谷町
さとうしんいち 佐藤信一	農業	昭和56年から子吉川水系子吉川 岡本排水樋管の水門等水位観測員として、長年にわたり施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	秋田県由利本荘市
もときてるお 元木照雄	農業	昭和47年から最上川水系最上川 本合海排水樋管において、長年にわたり水門等水位観測員として、施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	山形県新庄市
いのうえとよたろう 井上豊太郎	農業	昭和50年から最上川水系誕生川 八幡堂排水樋管の水門等水位観測員として、長年にわたり施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	山形県川西町
こせきたけたろう 古関竹太郎	自営業	昭和55年から阿武隈水系広瀬川 右城排水樋管の水門等水位観測員として、長年にわたり施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	福島県伊達市

氏名	職業	功績等	住所
橋内清治郎	農業	昭和55年から阿武隈川水系広瀬川 鶴ヶ岡排水樋管の水門等水位観測員として、長年にわたり施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	福島県伊達市
寺門清治	自営業	平成12年から長年にわたり、久慈川北郷樋管の水門操作員及び下河原排水機場の維持管理運営委員として施設の管理・操作に従事し、洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど災害の軽減に貢献された。	茨城県那珂市
関根武夫	農業	昭和45年から長年にわたり、利根川田中調節池堂の下樋管の操作員として、施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	千葉県柏市
鈴木勇	農業	平成元年から長年にわたり、利根川田中調節池 欠ノ下樋管の操作員として、施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	千葉県柏市
青木悟	前・下諏訪町長	平成16年に下諏訪町長に就任以降、ダムに代わる治水対策事業として、一級河川である砥川の河川改修事業を積極的に推進するとともに、平成18年豪雨による承知川溢水後の護岸整備事業を河川管理者に積極的に働きかけるなど、河川整備の推進、地域住民の安心・安全に貢献した。	長野県下諏訪町
高木正夫	農業	平成3年から長年にわたり、揖斐川水系牧田川金草川排水機場の操作員・管理人として施設の管理・操作に従事し、水害に脆弱な岐阜県西濃地域の浸水被害の防止・軽減に貢献された。	岐阜県養老町
札辻二一	農業	昭和51年から長年にわたり、新宮川水系熊野川鮎田樋門・相野谷川排水機場の操作に従事し、過去幾多の洪水における正確かつ迅速な操作の遂行により洪水被害の防御に貢献された。	三重県紀宝町
北林克仁	会社員	昭和52年から長年にわたり、淀川水系木津川赤田川水門等の水門等水位観測員として、施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	京都府木津川市
今村勝茂	自営業	昭和52年から長年にわたり、淀川水系淀川小金川樋門の水門等水位観測員として、施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	京都府八幡市
紀勝司	—	昭和47年から大和川水系大和川三代川樋門の操作員として、施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず献身的に、确实、迅速な操作を行うなど、洪水被害の防御に多大な貢献をされた。	奈良県斑鳩町
増井迪夫	—	昭和47年から大和川水系大和川岡崎樋門の操作員として、施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず献身的に、确实、迅速な操作を行うなど、洪水被害の防御に多大な貢献をされた。	奈良県安堵町
木下禎夫	—	昭和51年から長年にわたり、加古川水系加古川都染樋門の操作員として施設の管理・操作に従事し、点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行い、災害の軽減に貢献された。	兵庫県加古川市
青木宣陽	農業	平成16年から長年にわたり、千代川水系袋川の下河原排水樋管の操作員として、施設の維持管理、洪水時の水門の操作に従事し、点検整備を定期的に実施し、洪水時には昼夜を問わず適切な操作を行うなど災害の軽減に貢献された。	鳥取県鳥取市
谷本尚	農業	昭和50年から長年にわたり、渡川水系中筋川2号具同樋管の操作員として施設の管理・操作に従事し、点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	高知県四万十市
三吉正純	—	昭和50年から長年にわたり、渡川水系中筋川2号具同樋管の操作員として施設の管理・操作に従事し、点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	高知県四万十市
武田晴喜	会社員	昭和46年から長年にわたり、渡川水系後川敷地樋門の操作員として施設の管理・操作に従事し、点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	高知県四万十市
城島弘喜	—	平成12年から長年にわたり、筑後川宇田貫水門の操作人として、施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に尽力された。	福岡県久留米市
とみ富岡謙一	自営業	平成12年から長年にわたり、筑後川橋津排水樋管の操作人として、施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時には昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に尽力された。	福岡県久留米市
田上敏博	団体役員	河道掘削技術等の研究・開発を目的とする「九州河道管理研究会」に顧問として参画するとともに、河川技術を次世代に伝承・発展させるための「九州河川技術伝承会」に取り組むなど、九州の実務担当者の技術力向上、河川技術の継承、発展に寄与され、河川整備の推進に貢献された。	福岡県筑紫野市
藤木久男	農業	平成6年から福所江湖排水樋管及び久保田町内福所樋管の操作員として、施設の定期的な点検を行い、洪水時には、昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	佐賀県佐賀市

氏名	職業	功績等	住所
くまもと しん 元 新	前・伊佐市長	25年の長きにわたり大口市および伊佐市長として、また、川内川上流河川改修期成同盟会会長等としても水災害に苦しむ川内川流域の治水事業等の促進に向け尽力されるとともに、「川内川水系かわまちづくり」にも尽力されるなど、治水事業の推進による地域の安全・安心の確保、地域の活性化に貢献された。	鹿児島県伊佐市

(団体1)

名称	功績等	住所
きくがわ 菊川改修期成同盟会	大正10年に河川改修促進のため全国初の運動団体として結成され、昭和8年から国による堤防整備、河道掘削、捷水路の建設などにより、災害の防止や被害の軽減に成果をあげるなど、結成100年の長きにわたり治水事業の促進に貢献されるとともに、さらに、かわまちづくりの取組、流域治水協議会の設立にも貢献された。	静岡県菊川市

第3号 水防活動、水害時の人命救助、防災体制の整備・充実又は災害の早期発見と迅速な情報伝達等に功績があった場合

(個人7)

氏名	職業	功績等	住所
いのうえ かおる 井上 薫	公務員	昭和55年に岐阜市金華水防団に入団以来、長年にわたり水防活動に従事し、平成28年分団長、平成30年副団長として水害から地域住民の生命・財産の被害の防止と軽減及び地域住民への啓発活動に貢献された。	岐阜県岐阜市
はせ かつみ 長谷 克己	自営業	昭和48年に大和川右岸水防事務組合安立水防分団に入団以来、長年にわたり水防活動に従事し、平成26年からは分団長として、地域住民の安全を守るとともに、分団長就任後は、分団員を統率し、若年団員の育成にも貢献された。	大阪府大阪市
のりがみ よし かず 乗上 芳和	会社役員	昭和52年に、淀川右岸水防事務組合水防団東淀川第2水防区に入団以来、長年にわたり水防活動に従事し、平成23年からは分団長として、水害防止の第一線で活躍し、地域住民の生命と財産の安全確保に貢献されるとともに、団員の指導育成と組織の強化に貢献された。	大阪府大阪市
ひらの えい ぞう 平野 榮藏	—	平成4年に、淀川左岸水防事務組合水防団に入団以来、長年にわたり水防活動に従事し、平成26年からは分団長として水災防御の第一線で活躍し、地域住民の生命と財産の安全確保に貢献されるとともに、団員の指導育成と水防組織の充実強化に貢献された。	大阪府大阪市
あべ まさとし 阿部 正利	—	平成12年から防災エキスパート、平成19年から水防専門家として、吉野川及び那賀川水系における関係市町の消防団員等へ水防工法の施工技術の指導を行うなど、水防知識、工法及び技能の伝承に貢献された。	徳島県阿南市
みよし のりお 好規 雄	会社員	平成14年から防災エキスパート、平成23年から水防専門家として、土器川水系における関係市町の消防団員等へ水防工法の施工技術の指導を行うなど、水防知識、工法及び技能の伝承に貢献された。	香川県綾川町
みぶ よしえ 壬生 愛恵	会社員	平成8年から防災エキスパート、水防専門家として、物部川・仁淀川水系における関係市町村の消防団員等へ水防工法の施工技術の指導を行うなど、水防知識、工法、技能の伝承に貢献された。	高知県高知市

(団体1)

名称	功績等	住所
つるたがわ 鶴田川沿岸土地改良区	令和元年10月の台風第19号での大規模な河川氾濫による浸水対策のため、吉田川沿川において多くの排水ポンプ車が活動を行った際、現地誘導案内、自治体や農地所有者等との協議調整を行い、円滑かつ迅速な排水活動により、被害の軽減に貢献された。	宮城県大崎市

第4号 河川の自然保護・環境学習・河川愛護等の活動に功績があった場合

(個人2)

氏名	職業	功績等	住所
いけだあさお 池田朝雄	農業	平成15年に「永田川カエル倶楽部」を設立し会長を務め、永田川の清掃、草刈、水質調査、ウナギ遡上調査、ドジョウの放流などを指導するとともに、NPO法人ひろしまアダプトの理事長も務め、河川のボランティア活動を支援するなど、河川環境の保全や河川愛護活動に貢献された。	広島県江田島市
いけだひさのり 池田久紀	—	平成18年から地域住民と年2回、曲川の清掃や草刈等の活動を実施するほか、平成22年に「曲川を守る会」を結成し、地元小学校と協働して清掃活動を行うなどの河川愛護意識の醸成、河川環境の保全に貢献された。	福岡県中間市

(団体38)

名称	功績等	住所
北海道帯広工業高等学校 おびひろ	平成25年から、十勝川流域において、河川管理者と協働し、学校教育プログラムとして川づくりに取り組み、河川整備に伴い消失する湿地や草地環境の再生に向けた取り組みを進め、河川環境の保全に貢献された。	北海道帯広市
北海道帯広農業高等学校 おびひろ	平成25年から、十勝川流域において、河川管理者と協働し、教育プログラムの一環としてクラブ活動を通じ、河道整備に伴い消失する湿地や草地環境の再生に向けた取り組みを進めるとともに、その活動内容を広く地域住民にアピールするなど、河川環境の保全に貢献された。	北海道帯広市
おがわらこ 小川原湖自然楽校 がっこう	平成16年の設立以来、川に学ぶ体験活動協議会と連携し、自然観察会や体験活動、小学校と協働で環境学習を継続して実施し、河川環境教育や河川愛護活動に貢献された。(平成26年河川協力団体に指定)	青森県三沢市
おおもりがわ 大森川をきれいにする会	平成10年に設立以降、地域住民が周辺企業とも協力し、一級河川大森川及び濁川において継続的に河川敷の草刈りやゴミ拾いなどを実施し、地域の河川美化、河川愛護活動に貢献された。	福島県福島市
河川環境事業会	平成27年4月に設立以来、城里町那珂西地内を流れている西田川において、河川敷の除草、雑木、篠、竹、ゴミなどの除去、河川美化、河川愛護活動に貢献された。	茨城県城里町
おおほりがわ 大堀川の水辺をきれいにする会	平成9年から、大堀川のごみの散乱や汚染に対し、広く市民に協力を求め、河畔や河川内において毎月清掃活動、河川愛護活動を実施し、河川美化・河川環境の保全に貢献された。	千葉県柏市
松戸西部環境を守る会	平成7年から新坂川の東堀水路において花壇の清掃及び植栽を行い、地域に親しまれ憩いの場をつくる活動を継続的に実施し、河川美化、河川愛護活動に貢献された。	千葉県松戸市
がわ いたち川(天神橋～新橋)水辺愛護会 にいばし	平成10年に発足以来、横浜市栄区の、いたち川を愛する住民と神奈川県警察学校の生徒により、毎月、河川の清掃・除草・プロムナードの花壇の手入れなど活動を行ない、河川美化、河川愛護活動に貢献された。	神奈川県横浜市
やたれくらぶ 矢垂くらぶ	平成9年に設立以来、矢垂川の清掃と環境整備、生物の実態調査と鮎や鮭の稚魚放流、親子での魚のつかみ取り大会などを実施し、河川の自然保護、環境学習及び河川愛護活動に貢献された。	新潟県新潟市
とちづがわ 栃津川を愛する会	平成16年の設立以来、栃津川兩岸の桜並木約450本を管理するとともに、地区の小学生によるヤマメの稚魚の放流や地域住民が多数参加する芋煮会の開催など、地域に親しまれる水辺空間の創出に努めており、河川環境の保全や河川愛護に貢献された。	富山県立山町
のぞみ川を愛する会 がわ	平成15年に設立以来、のぞみ川沿いにおいて桜並木の管理、護岸清掃等を地区全体で行うとともに、川に親しむ各種行事を開催するなど、河川美化、河川愛護活動に貢献された。	富山県滑川市
おくえつ 奥越漁業協同組合	平成26年度から、九頭竜川流域の小中学生を対象とした水生生物調査に協力し、また、関係機関と協働で外来生物調査や駆除並びに河川清掃を実施し、地域住民等に啓発活動を行うなど、河川環境の保全・河川愛護活動に貢献された。(平成28年河川協力団体に指定)	福井県大野市
みぶがわ 三峰川みらい会議	平成12年に設立以来、天竜川水系三峰川において、河川の自然保護活動等の多岐にわたる企画を実施し、外来種(アレチウリ)の減少、河原への流域市民の回帰等の変化、流域の行政や民間団体と三峰川の懇談会を実施するなど、河川環境の保全及び河川愛護活動に貢献された。(平成26年河川協力団体に指定)	長野県伊那市
こじままち 小島町河川愛護会	平成13年に設立以来、一級河川八木沢川において、地域住民と河川敷内外の清掃、草刈り及びアレチウリ駆除等の活動を実施し、河川環境の保全及び河川愛護意識の高揚に貢献された。	長野県須坂市
しんの 新野河川愛護会	昭和44年に設立以来、一級河川真引川及び普通河川十二川において、毎年、区民全戸が参加して河川敷内の清掃及び草刈り等の河川美化、河川愛護活動に貢献された。	長野県中野市

名 称	功 績 等	住 所
うしおせがわ 牛伏川をきれいにする会	平成18年に河川愛護団体として設立され、一級河川牛伏川において河川流域5町会の住民が一体となり、清掃、草刈等の活動を行ない、河川美化、河川愛護活動に貢献された。	長野県松本市
みなみ あい き 南 相 木 村 栗 生 区	昭和45年に設立以来、栗生区内を流れる一級河川南相木川、栗生川において、地域住民主体で草刈、支障木伐採等の活動を実施し、河川美化、住民の河川愛護意識の醸成に貢献された。	長野県南相木村
みなみ あい き 南 相 木 村 三 川 区	昭和45年に設立以来、三川区内を流れる一級河川南相木川において、地域住民主体で草刈、支障木伐採等の活動を実施し、河川美化、住民の河川愛護意識の醸成に貢献された。	長野県南相木村
おおほらまち いわやまさき あわの わかくり こみや 大洞町・岩山崎・粟野・若栗・小宮・ やなせ まち との ひら た 柳瀬・町・殿村・多良木自治会	昭和59年以降、津保川において、地域住民約300人が積極的に河川の草刈りやゴミ拾いなどの活動に継続して取り組み、河川美化、河川愛護活動に貢献された。	岐阜県関市
上 野 地 区 区 長 会	平成14年から富士宮市上野地区で、普通河川半兵衛堀の美観を保つため河川清掃を実施し、河川美化、河川愛護活動に貢献、また、多くの地元小中学生の参加も呼びかけ、河川環境教育にも貢献された。	静岡県富士宮市
と き がわ しょうないがわ 土岐川・庄内川流域ネットワーク	平成18年から、流域住民・団体・企業・行政等と交流・連携し、庄内川の志段味ビオトープの環境整備を毎年実施しているほか、川への関心を高めるためのイベントを開催するなど、河川環境の保全及び河川愛護活動に貢献された。(平成26年河川協力団体に指定)	愛知県清須市
きよす おおはる 清須・あま・大治かわまちづくり協議会	平成24年に設立以来、庄内川において、活気あるかわまちづくりを目指し、河川敷散策路の花壇整備を毎年実施するほか、自然環境への関心や川への愛着を高めるための活動をおこなうなど、河川美化・河川愛護活動に貢献された。(平成26年河川協力団体に指定)	愛知県清須市
やま と がわ がっ こう 大和川水辺の楽校協議会	平成21年から、毎年、大和川水辺の楽校まつりにて、水辺の楽校教室を開催し、魚とり体験、環境学習、水質調査、砂洲遊び等とおして、大和川をめぐる環境教育や子どもたちの心と体の健全な育成など、河川環境の保全及び河川愛護活動に貢献された。(平成29年河川協力団体に指定)	大阪府堺市
自 然 と 文 化 の 森 協 会	平成14年から、猪名川・藻川をフィールドに、河川の自然観察・自然体験・アユ、ヒメボタル等生物の保全・水質調査・清掃などのイベントを毎年実施し、ファミリー層や小学生の環境学習など、河川環境の保全及び河川愛護活動に貢献された。(平成26年河川協力団体に指定)	兵庫県尼崎市
た はら がわ 田 原 川 河 川 愛 護 会	平成8年に設立以来、一級河川田原川において、地域住民を中心に毎年、河川の除草やごみ集め、ゴミ捨て禁止の看板を設置するなど啓発を行い、河川美化、河川愛護意識の高揚に貢献された。	和歌山県橋本市
から み 自 治 会 勝 見 自 治 会	昭和40年以前から、毎年、勝見自治会沿いを流れる準用河川「大澤川」と二級河川「勝見川」の浚渫・除草・ごみ拾いを行っており、河川美化・河川愛護活動に貢献された。	鳥取県鳥取市
こ せんこく 五千石地区環境をよくする会	平成4年に設立以来、米子市内を流れる一級河川日野川において、多くの流域住民(約900人)が一体となって清掃活動を行うなど、継続的に河川美化、河川愛護活動に貢献された。	鳥取県米子市
うんしゅうひら た ふながわ ひら た ふながわ 雲洲平田船川・平田船川・ ゆ や がわ 湯谷川河川愛護団体連絡協議会	平成18年の設立以来、雲洲平田船川、平田船川及び湯谷川などの河川の除草、清掃等を毎年実施するとともに、植樹や花植え、地元高校生との協働活動を実施するなど河川愛護意識の醸成・河川環境の保全に貢献された。	高根県出雲市
うん なん た い 雲 南 市 立 田 井 小 学 校	平成17年から宍道湖流入河川調査に参加し、学習のまとめとしてポスターやパンフレットを作り掲示したほか、学習発表会にて川の大切さについて発信するとともに、鮎やウナギの稚魚の放流も行うなど河川環境教育、河川環境の保全に貢献された。	高根県雲南市
やす ぎ あら しま 安 来 市 立 荒 島 小 学 校	平成16年から総合学習の一環として、久白川の水質調査を行い、河口の清掃活動、船による中海の水質調査のほか、学習成果を劇にして保護者や地域の人に発表し、河川環境教育、河川環境の保全に貢献された。	高根県安来市
しん いけがわ 新 池 川 を き れ い に す る 会	平成22年の設立以来、鳴門市の中心部を流れる新池川において、水質浄化活動を行うとともに、しだれ桜、芝桜の植樹・植栽を行うなど河川環境の保全、河川愛護活動に貢献、カヌー体験や第九演奏会など地域活性化にも貢献された。	徳島県鳴門市
くに ちか がわ 国 近 川 自 然 保 存 会	平成18年に県の愛りバー・サポート制度に登録以来、年間4～6回、国近川のゴミ拾いなどの清掃活動を行い、国近川は美しい状態が維持されるなど、河川美化、河川愛護活動に貢献された。	愛媛県松前町
かわ ね さ く ら 会 川 根 さ く ら 会	平成20年に県の愛りバー・サポート制度に登録以来、高松川において除草・清掃活動を継続的に実施するなど、河川美化、河川愛護活動に貢献された。	愛媛県西条市
いさ はや 諫 早 清 掃 愛 護 ク ラ ブ	平成15年に設立、平成16年に県の愛護団体に登録以来、二級河川東大川等で草刈や清掃活動を毎月実施するとともに、国やボランティア団体の講演会において発表等を通じ、活動の普及に貢献するなど、河川環境の保全・河川愛護活動に貢献された。	長崎県諫早市
お しま 小 島 校 区 自 治 協 議 会	平成21年から毎年、熊本市内の坪井川において「坪井川クリーン作戦」を実施し、地元住民及び小・中学生とともに、清掃や除草を行うなど、河川美化や河川愛護活動に貢献された。	熊本県熊本市

名 称	功 績 等	住 所
うねの老寿会	昭和46年の緑川ダム完成直後から自主清掃活動を実施し、緑川の一斉清掃にも参加されるなど、水源地域の環境保全及び河川愛護活動、地域活性化とダムの役割の啓発にも貢献された。	熊本県美里町
このえ九重町立 くいえん 准園小学校	平成13年度から総合学習の中で、ホタルについて学び、飼育した幼虫を地域の町田川へ放流するとともに、学習内容を地域住民や「宝泉寺温泉ほたる祭」の観光客に発表することで、河川愛護意識の高揚や河川環境の保全、地域活性化にも貢献された。	大分県九重町
やまつき山附溪谷ホタルの里	平成7年から山附川の水質改善や清掃、水質・生態調査に取り組み、ホタルの生息する環境を取り戻すとともに、ホタル祭りや稚魚放流など地域住民が河川に親しむ機会を創出して次代へ継承するなど、河川環境の保全、河川愛護活動に貢献された。	宮崎県高千穂町

第5号 河川や水に関する学術的研究又は技術開発に従事し、河川の整備・管理、利用等に役立つ成果をおさめる功績があった場合

(個人20)

氏 名	職 業	功 績 等	住 所
こいそ しゅうじ 小磯修二	(公社) 北海道観光振興機構会長	地域政策の専門家として顕著な研究成果をあげられるとともに、釧路川流域委員会の委員長を5年間務め、釧路川水系釧路川河川整備計画の策定に寄与するなど、河川整備の推進及び河川環境の保全に貢献された。	北海道札幌市
すが わらき えつ 菅原亀悦	岩手大学名誉教授	植物生態の専門家として顕著な研究成果をあげられるとともに、東北地方ダム管理フォローアップ委員会委員、北上川上流河道内管理検討会委員及び胆沢ダム環境保全検討委員会委員長等を務め、河川・ダム整備の推進、河川環境の保全に貢献された。	宮城県仙台市
なり た こういち 成田宏一	—	魚類の専門家として、平成13年度より阿賀川河川事務所の環境アドバイザーを務められ、阿賀川河川整備計画策定に当たり、特に河川環境保全等の方針決定に関して尽力、河川整備の推進、河川環境の保全に貢献された。	福島県会津若松市
なが ばやし ひさお 長林久夫	日本大学名誉教授	水理・水工学の専門家として、顕著な研究成果をあげられるとともに、阿武隈川河川整備委員会委員長を務められ、阿武隈川水系河川整備計画の策定に尽力されるとともに、阿賀野川流域懇談会上流部会長として、阿賀野川水系河川整備計画策定等にも尽力されるなど、各地方の河川整備の推進に貢献された。	福島県郡山市
かわ むらくに お 川村國夫	金沢工業大学教授	地盤工学の専門家として顕著な研究成果をあげられるとともに、利賀ダム建設事業監理委員会委員、北陸地方整備局事業評価監視委員会委員長等を務められるなど、河川・ダム事業の整備の推進に貢献された。	石川県金沢市
こにし じゅん いち 小西純一	信州大学名誉教授	土木工学の専門家として顕著な研究成果をあげられるとともに、鷲流峡景観・環境検討会座長、松尾・下久堅地区治水事業協議会委員、鷲流峡治水対策事業工事監理委員会委員を務められ、天竜川上流域の景観保全や河川整備の推進に貢献された。	長野県長野市
の ひらてる お 野平照雄	(一財) 自然学総合研究所 客員 研究員	陸上昆虫、森林保全の専門家として顕著な研究成果をあげられるとともに、設楽ダム環境検討委員会、木曾川上流自然再生検討会等の委員として、環境影響評価書のとりまとめ、自然再生計画の策定、環境配慮事項の検討等に関して指導・助言をするなど、ダム事業、河川整備の推進、河川環境の保全に貢献された。	岐阜県各務原市
たけ だ あきまさ 武田明正	三重大学名誉教授	森林保全生態学、造林学、森林植物学の専門家として顕著な研究成果をあげられるとともに、櫛田川流域委員会、三重河川流域委員会の委員として河川整備計画の策定に寄与され、河川整備の推進、河川環境の保全に貢献された。	愛知県名古屋市
きもと よしお 木本凱夫	元三重大学助教授	農業水利、水資源の専門家として顕著な研究成果をあげられるとともに、国土審議会水資源開発分科会木曾川部会及び豊川部会の専門委員を務められ、櫛田川流域委員会、三重河川流域委員会の委員として、河川整備計画の策定に寄与され、河川の整備、河川環境の保全に貢献された。	三重県津市
たか み いさお 高見勲	元・南山大学教授	河川の排水機場や水門等の河川機械設備の設計・維持管理の専門家として、顕著な研究成果をあげられるとともに、機械システムの機能確保のため信頼性工学の理論を導入、実践する活動を続け、河川機械設備の信頼性の確保・向上に寄与され、河川整備の推進に貢献された。	兵庫県神戸市
ふじ た いちろう 藤田一郎	神戸大学名誉教授	河川工学の専門家として、兵庫県の河川における市川委員会、妙法寺川水系や由良川水系竹田川圏域の河川整備計画検討委員会等の委員長を歴任し、河川整備計画の策定等に貢献されたほか、有馬川かわまちづくり実行委員会委員長を務められるなど、河川整備の推進、河川利用による地域の活性化に貢献された。	兵庫県神戸市
たきの しゅうじ 瀧野秀二	近畿大学付属新宮高校・中学校 非常勤講師	水生生物の専門家として、平成5年から河川水辺の国勢調査アドバイザーとして熊野川の河川環境に関し指導、また、地元学生の水生生物調査の指導に取り組むなど、河川環境教育、河川環境の保全に貢献された。	和歌山県新宮市
はだ よしお 波田善夫	岡山理科大学名誉教授	環境・植物分野の専門家として、顕著な研究成果をあげられるとともに、吉井川・旭川・高梁川に関する各種検討会で委員を歴任された。特に河川整備計画策定、河川水辺の国勢調査、小田川付替え事業においては環境影響評価の委員など、河川整備の促進、河川環境の保全に貢献された。	岡山県赤磐市
か かわら おさみ 河原長美	岡山大学名誉教授	水環境学の専門家として、顕著な研究成果をあげられるとともに、中国地方東部の河川に関する各種の検討会において指導され、吉井川・旭川・高梁川の河川水辺の国勢調査アドバイザーや小田川合流点付替え事業環境影響評価フォローアップ委員会、芦田川の「芦田川水系河川整備計画」の策定等、河川の整備の推進・適切な管理、利用等に貢献された。	岡山県岡山市

氏名	職業	功績等	住所
しらきわたる 白木 渡	香川大学名誉教授	防災に関する専門家として顕著な研究成果をあげられるとともに、土器川流域学識者会議の委員長及び土器川における水害に強いまちづくり検討会の会長として、土器川水系河川整備計画の策定等に助言されるなど、防災・減災の取組、河川整備の推進、河川環境の保全に貢献された。	香川県高松市
ますだたくろう 増田 拓朗	香川大学名誉教授	地域文化・造園学に関する専門家として顕著な研究成果をあげられるとともに、土器川流域学識者会議の委員として、土器川水系河川整備計画の策定等に助言されるなど、河川整備の推進及び河川環境の保全に貢献された。	香川県高松市
さかいまさひろ 酒井 雅博	元・愛媛大学教授	昆虫学の専門家として顕著な研究成果をあげられるとともに、山鳥坂ダム建設事業及び鹿野川ダム改造事業における環境検討委員会の委員長として、環境影響評価書の作成や貴重種の保全措置等に助言を行うなど、河川整備の推進、河川環境の保全に貢献された。	愛媛県東温市
こがけんいち 古賀 憲一	佐賀大学名誉教授	水環境・水質の専門家として、顕著な研究成果をあげられるとともに、九州地方ダム等管理フォローアップ委員会委員や小石原川ダムモニタリング部会長、筑後川学識者懇談会、六角川・嘉瀬川・松浦川学識者懇談会委員を務められ、河川整備計画の策定、管理ダム環境の改善・保全及び筑後川等の河川整備の推進に貢献された。	佐賀県佐賀市
しまだすすむ 島田 晋	大分工業高等専門学校名誉教授	水工学の専門家として、顕著な研究成果をあげられるとともに、九州河川技術懇談会委員、大分川・大野川学識者懇談会委員、番匠川学識者懇談会委員長等を務められ、大分県内の河川整備計画策定・変更及び九州管内一級河川の河川整備の推進に貢献された。	大分県大分市
やまだまこと 山田 誠	鹿児島大学名誉教授	経済政策学の専門家として、顕著な研究成果をあげられるとともに、鶴田ダムの洪水調節に関する検討会等の各種会議において委員を務められ、川内川流域におけるダム操作の情報提供のあり方や洪水に対する地域の防災力向上に、指導・助言されるなど河川の整備の推進に貢献された。	鹿児島県鹿児島市

第6号 河川の利用を通じた産業の振興、地域の活性化等により新しい文化の創造に功績があった場合

(団体2)

名称	功績等	住所
みどりかわ 緑川農業用水堰連絡協議会	平成21年から水源地域の環境保全等を目的に、ダム湖周辺に「もみじ」の植林を行い、平成24年からは下草の除草など、緑川の河川愛護活動等に貢献され、植林による紅葉は観光資源となり、地域活性化に貢献された。	熊本県熊本市
こうつきがわいかだ 甲突川筏下り実行委員会	平成25年から「おはらハア－・筏下り in 甲突川」と称してイベントを開催、家族や職場などの多種多様な単位での参加を得て、多くの鹿児島市内等に親水の機会を設け、河川愛護、地域の活性化に貢献された。	鹿児島県鹿児島市

公益社団法人 日本河川協会 定款

公益社団法人 日本河川協会 定款

沿革	創立	昭和15年11月16日
	社団法人許可	昭和27年 3月18日
	改正	昭和27年 4月
		昭和28年 6月
		昭和38年 4月
		昭和48年 7月
		昭和59年 7月
		昭和61年 8月
		平成 2年 6月
		平成 9年12月
		平成13年 1月
		平成15年 6月
		平成16年 8月
	公益社団法人移行	平成23年 4月 1日
	改正	令和 元年 5月31日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本河川協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

- 2 本協会は、社員総会の決議を経て、従たる事務所（以下「支部」という。）を必要な地に置くことができる。
- 3 支部の組織その他に関しては、理事会の決議を経て別に定める規則に基づき、当該支部が定めるものとする。

(目的)

第3条 本協会は、国民にとって安全かつ快適で自然豊かな河川のあり方を探求し、河川に関する情報の交流と知識の普及に努めるとともに、河川整備及び関連諸活動を支援することにより河川文化の発展に寄与し、もって公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事業を行う。

- (1) 河川に係わる個人、法人、団体、学会、行政等相互間の意見交換及び交流の場の運営
 - (2) 河川に関する情報の提供及び知識の普及
 - (3) 行政及び関係団体等への提言
 - (4) 安全かつ快適で自然豊かな河川を実現するために必要な調査・研究
 - (5) 前号に掲げる河川を実現するために必要な河川整備及び河川愛護・水防等関連諸活動への支援・助成
 - (6) 河川に関する受託調査・研究
 - (7) 河川に関するセミナー、シンポジウム、研修等の開催
 - (8) 河川に関する図書その他の印刷物の刊行
 - (9) 河川に関する表彰、コンクールの実施及び支援
 - (10) 国際会議、学会、協会その他本協会の目的に適合する団体への参加・協力
 - (11) その他本協会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第2章 会員

(種別)

第5条 本協会の会員は、正会員及び特別会員の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員は、本協会の目的に賛同して入会した者で、次に掲げるものとする。

イ 一種正会員 地方公共団体及び地方公共団体で構成される団体

ロ 二種正会員 個人

ハ 三種正会員 法人及び団体

(2) 特別会員は、本協会に功労のあった者又は学識経験者で、社員総会において推薦された者とする。

(入会)

第6条 正会員として入会しようとする者は、理事会の決議を経て、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 入会は、社員総会が別に定める基準により、理事会においてその承認の可否を決定し、会長が申込者に通知するものとする。

3 一種正会員及び三種正会員にあっては、団体等の代表者として本協会に対してその権利を行使する者（1名に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。

4 指定代表者を変更した場合は、速やかに、理事会の決議を経て会長が別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(会費)

第7条 正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人及び団体が消滅したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第9条 正会員は、理事会の決議を経て、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議に基づき、当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会の決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の定款、規則又は社員総会の決議に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 会員としての重要な義務を履行しないとき。
- (4) その他正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名したときは、会長は、当該会員に対して、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条の規定により資格を喪失したときは、本協会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本協会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第 12 条 本協会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種とする。

(構成)

第 13 条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(議決権の数)

第 14 条 正会員の議決権は、一種正会員、二種正会員、三種正会員にかかわらず、社員 1 名につき 1 個とする。

(権限)

第 15 条 社員総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

(開催)

第 16 条 定時社員総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上を有する正会員から、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、社員総会の招集の請求があったとき。
- (3) 前号の規定による請求をした正会員が、裁判所の許可を得て、社員総会を招集したとき。

(招集)

第 17 条 社員総会は、前条第 2 項第 3 号の規定により正会員が招集する場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序により、他の理事が招集する。

2 会長は、前条第 2 項の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に社員総会を招集しなければならない。

3 会長（前条第 2 項第 3 号の規定により正会員が招集する場合には、当該正会員）は、社員総会の日の 14 日前までに、正会員に対して、社員総会の日時、場所、目的事項及び法令で定める事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

(議長)

第 18 条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序により、他の理事がこれにあたる。

(定足数)

第 19 条 社員総会は、総正会員の議決権総数の過半数の議決権を有する正会員の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第 20 条 社員総会の決議は、一般社団・財団法人法第 49 条第 2 項及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席正会員の議決権総数の過半数をもって決する。

(議決権の代理行使)

第 21 条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として社員総会の議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を本協会に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、社員総会ごとに提出しなければならない。

(書面による議決権の行使)

第 22 条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使できる。この場合においては、正会員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、社員総会の日時の直前の業務時間の終了時まで当該記載した議決権行使書面を本協会に提出しなければならない。

2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第 23 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が、署名及び押印をしなければならない。

第 4 章 役員等

(種類及び定数)

第 24 条 本協会に、次の役員を置く。

(1) 理事 20 名以上 30 名以内

(2) 監事 3 名以内

2 理事のうち、1 名を会長、1 名以上 3 名以内を副会長、1 名を専務理事、1 名を常務理事とし、6 名以上 15 名以内を常任理事とすることができる。

- 3 前項の会長及び副会長をもって一般社団・財団法人法第 91 条第 1 項第 1 号の代表理事とし、専務理事、常務理事及び第 26 条第 7 項の業務を分担執行する理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(選任等)

第 25 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事は正会員（一種正会員及び三種正会員にあつては指定代表者）の中から選任するものとする。ただし、理事のうち 10 名は正会員以外の者から選任することができる。
- 3 会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 監事は、本協会の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 7 理事及び監事に異動があつたときは、2 週間以内にその主たる所在地において変更の登記をし、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第 26 条 会長は、本協会を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は、本協会を代表し、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ定めた順序に従い、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐して本協会の業務を執行する。
- 4 常務理事は、会長及び副会長を補佐して本協会の業務を分担執行する。
- 5 常任理事は、常任理事会を組織し、第 36 条第 2 項に定める職務を行う。
- 6 理事は、理事会を構成し、第 36 条第 1 項に定める職務を行う。
- 7 理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事以外の理事の中から、本協会の業務を分担執行する理事を選定することができる。
- 8 会長、副会長、専務理事、常務理事及び前項の業務を分担執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規定による。
- 9 会長、副会長、専務理事、常務理事及び第 7 項の業務を分担執行する理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 27 条 監事は、次の各号に掲げる職務を行い、かつ、監査報告を作成しなければならない。

- (1) 本協会の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
- (2) 理事の職務執行状況を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が不正な行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に対し、理事会の招集を請求すること。
- (6) 前号の請求の日から 5 日以内に、その請求があった日から 14 日以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集すること。
- (7) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (8) 理事が本協会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本協会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対して、その行為をやめることを請求すること。
- (9) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第 28 条 役員任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残余期間とする。

3 役員は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 29 条 役員は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議によらなければならない。

(報酬等)

第 30 条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支払うことができる。その支給基準については、社員総会の決議を経て別に定める。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。その場合の支給基準については、社員総会の決議を経て別に定める。

(競業及び利益相反取引の制限)

第 31 条 理事は、次の各号に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己または第三者のために本協会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
 - (2) 理事が自己または第三者のために本協会と取引をしようとするとき。
 - (3) 本協会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において、本協会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
- 2 前項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員 の 損害賠償責任)

第 32 条 本協会は、一般社団・財団法人法第 113 条第 1 項の規定により、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議をもって、役員 の 同法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、賠償責任額から同法第 113 条第 1 項第 2 号に掲げる額（以下「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 本協会は、一般社団・財団法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事会の決議によって、役員 の 同法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、賠償責任額から最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 3 本協会は、一般社団・財団法人法第 115 条第 1 項の規定により、外部役員との間に、同法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、一般社団・財団法人法第 113 条第 1 項で定める最低責任限度額とする。

(名誉会長)

第 33 条 本協会は、名誉会長の称号を授与することができる。

- 2 名誉会長は、本協会に特に功労があつた者の中から、理事会において任期を定めた上で推薦し社員総会において決定する。

(参与)

第 34 条 本協会に、参与を置くことができる。

- 2 参与は、会長が委嘱する。
- 3 参与は、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

- 4 参与には第 28 条第 1 項及び第 30 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「参与」と読み替えるものとする。

第 5 章 理事会及び常任理事会

(構成)

第 35 条 本協会に、理事会及び常任理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 常任理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事をもって構成する。

(権限)

第 36 条 理事会は、法令及びこの定款で別に定めるもののほか、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 社員総会の招集に関する事項
 - (2) 本協会の業務執行の決定
 - (3) 理事の職務の執行の監督
 - (4) 会長、副会長、専務理事、常務理事、常任理事及び第 26 条第 7 項の業務を分担執行する理事の選定及び解職
- 2 常任理事会は、会員の入会の可否及び理事会の決議により委任されたその他の事項を審議する。
- 3 前項の規定により常任理事会が審議した事項は、理事会に報告し、その承認を受けなければならない。
- 4 理事会は、次の各号に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を常任理事会及び各理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 本協会の業務の適性を確保するための体制の整備
 - (6) 第 32 条第 2 項の規定に基づく役員の実任の免除

(種類及び開催)

第 37 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもつ

て理事会招集の請求があったとき。

(3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から14日以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第27条第5号の規定により、監事から会長に対し、理事会の招集の請求があったとき、又は同条第6号の規定により監事が理事会を招集したとき。

4 常任理事会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(招集)

第38条 理事会及び常任理事会は、前条第3項第3号の規定により理事が招集する場合及び第4号後段の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。ただし、会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序により、他の理事が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第4号の規定による請求があったときは、その請求があった日から14日以内の日に理事会を招集しなければならない。

3 理事会及び常任理事会を招集する者は、各理事及び各監事に対して、理事会の日時、場所並びに目的事項等を記載した書面をもって、理事会及び常任理事会の日の7日前までに通知を発しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、理事会があらかじめ定めた方法により通知することができる。

(議長)

第39条 理事会及び常任理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序により、他の理事又は常任理事がこれにあたる。

(定足数)

第40条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 常任理事会は、常任理事会を構成する理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第41条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 常任理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(理事会及び常任理事会の決議の省略)

第42条 前条の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、

理事会又は常任理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 43 条 理事会及び常任理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、理事会においては理事会に出席した代表理事及び監事が、常任理事会においては常任理事会に出席した代表理事及びその会議において選任された議事録署名人が、署名及び押印をしなければならない。

第 6 章 財産及び計算

(財産の構成)

第 44 条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(財産の維持管理、処分及び運用)

第 45 条 財産の維持管理、処分及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議を経て別に定める財産管理運用規定によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第 46 条 会長は、毎事業年度開始日の前日までに、事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の承認を得て、直近の社員総会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 会長は、前項の規定による事業計画書及び収支予算書を、毎事業年度開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第 47 条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長は、次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の計算書類等並びに財産目録については、毎事業年度の経過後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 3 本協会は、第1項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告しなければならない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

- 第48条** 本協会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議をもって、これを決する。
- 2 本協会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、社員総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議をもって、これを決する。

(会計の原則)

- 第49条** 本協会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従う。

(事業年度)

- 第50条** 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第51条** 本協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開する。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

- 第52条** 本協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告方法)

- 第53条** 本協会の公告は、電子公告により行う。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第54条 この定款は、第57条に規定する公益目的取得財産残額の贈与を除き、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議をもって、これを変更することができる。

2 前項の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第55条 本協会は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議をもって、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめ、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第56条 本協会は、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由により解散するほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議をもって、解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第57条 本協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、本協会と類似の目的を有する他の公益法人若しくは同法第5条第17号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第58条 本協会が解散等により清算するとき有する残余財産は、社員総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議をもって、本協会と類似の目的を有する他の公益法人若しくは公益法人認定法第5条第17号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第 59 条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を経て会長が委嘱し、職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(帳簿及び書類の備置き)

第 60 条 本協会の主たる事務所には、常に次の各号に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。なお、当該帳簿及び書類は、法令の定めに従い保存しなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 役員名簿
 - (3) 会員名簿
 - (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (5) 事業計画書
 - (6) 収支予算書
 - (7) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
 - (8) 社員総会、理事会及び常任理事会の議事録
 - (9) 事業報告書
 - (10) 収支計算書
 - (11) 貸借対照表
 - (12) 財産目録
 - (13) 正味財産増減計算書
 - (14) 附属明細書
 - (15) 監査報告書
 - (16) 役員報酬等の支給基準
 - (17) その他必要な帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるとともに、第 51 条第 2 項に定める情報公開規程によるものとする。

第 10 章 補則

(委任)

第 61 条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する必要な事項は、社員総会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の登記を行ったときは、第50条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本協会の設立の登記日現在の理事及び監事並びに常任理事は次に掲げる者とする。
理 事 青山 俊樹、安中 徳二、石井 弓夫、泉谷 伸夫、庵原 宏義、岡本 正男、
久住 時男、近藤 隆之、小室 広佐子、佐藤 年緒、七戸 克彦、杉山 恵一、
高橋 健文、高橋 万里子、野澤 英之助、別府 征二郎、福井 淳太、
藤吉 洋一郎、松田 芳夫、虫明 功臣、村田 曄昭、山岸 哲、
横枕 篤、霊山 智彦、望月 常好、住吉 豊明
監 事 和里田 義雄、津野 三夫
常任理事 青山 俊樹、安中 徳二、石井 弓夫、岡本 正男、村田 曄昭、山岸 哲
- 4 本協会の最初の会長を虫明功臣、副会長を松田芳夫及び高橋健文とし、以上の3名を代表理事とする。また、専務理事を望月常好、常務理事を住吉豊明とし、以上の2名を業務執行理事とする。

附 則（令和元年5月31日）

（施行期日）

- 1 この定款の変更は、令和元年5月31日から施行する。

